# 第46回（令和7年）

# 九州矯正管区教誨師研修北九州大会

# 大会記録



アップデートする教誨
拘禁刑施行に伴い　より深く　こころに寄り添う宗教教誨を目指して

記念講演① 刑務所を通じて社会を考える ～人足寄場と拘禁刑～
丸山泰弘 教授（立正大学法学部）
記念講演② 路上のいのちに触れる ～ひとさじの会の活動を通じて～
吉水岳彦 師（浄土宗光照院住職）

令和7年10月27日～28日　会場：JR九州ステーションホテル小倉

# 大会宣言決議文

私たちは、全国教誨師連盟及び九州矯正管区教誨師連盟が主唱する「アップデートする教誨」をテーマに、サブテーマを「拘禁刑施行に伴い　より深く　こころに寄り添う宗教教誨を目指して」のもと、第４６回九州矯正管区教誨師研修北九州大会を小倉の地で開催いたしました。

矯正施設は、従来の刑務作業に加えて、被収容者の年齢や特性に応じた指導が「拘禁刑」として本年６月より施行され、かつてない転換期を迎えています。私たち教誨師も、改めて矯正の歩みを振り返り、宗教教誨が大切にしてきた思いを再確認し、将来の展望を希求しなければなりません。

今回の研修会では、法学的なお立場と社会的弱者救済の慈善活動実践のお立場からのお二人のご講演を拝聴し、自らの研鑽はもとより、被収容者の心に、精神的・倫理的・宗教的に、更に深く寄り添う必要性を改めて気付かされました。

私たちは本研修会の学びを、更に深め『こころに響き合う』多様な教誨活動を展開することを、ここに宣言いたします。

２０２５（令和７）年１０月２８日

第４６回九州矯正管区教誨師研修北九州大会参加者一同

# 第46回 九州矯正管区教誨師研修北九州大会

大会テーマ　アップデートする教誨（全国教誨師連盟の主唱するテーマ）

サブテーマ　拘禁刑施行に伴い より深く こころに寄り添う宗教教誨を目指して

目　的　個人の考え方が多様化し、人間関係は希薄化が進み、個々人の内面が見え難くなった現代社会。社会構造は複雑と成り、長引く不況は格差や貧困層を広げている。新聞・メディアは不安を煽り、混沌とした社会状況が拡大している。こんな時代だからこそ、社会と個人のあり方を基本から学び直し、人間らしい生き方を取り戻す時だと言える。そのような中、刑法制度の一部見直しが図られ、被収容者の処遇が一本化され、年齢や特性に応じた指導を中心とした「拘禁刑」が令和７年６月より施行された。この「拘禁刑」施行を機会に、個々人の資質や能力に対応する多様な教誨のあり方を共に研修し、教誨師自らも課題を見出し、今後の教誨活動の一助と成ることを目的とする。

会　期　令和７年10月27日(月)～28日(火)

会　場　JR九州ステーションホテル小倉
(北九州市小倉北区浅野1-1-1)

大会会長　九州矯正管区教誨師連盟会長

大会実行委員長　北九州地区宗教教誨師会会長

参加者　教誨師、矯正管区・施設職員、その他関係者

主　催　公益財団法人全国教誨師連盟　九州矯正管区教誨師連盟

担　当　北九州地区宗教教誨師会

協　力　北九州医療刑務所、福岡拘置所(小倉拘置支所)

協　賛　公益財団法人北九州観光コンベンション協会

# 目次 および 大会日程

## 1日目（令和7年10月27日 月曜日）

受　付　（12時30分 ～ 13時）


| 式　典　（13時20分 ～ 14時10分） | 「5階 飛翔の間」 | | P.5 |
|---|---|---|---|
| （司　会） | | 松尾　善樹 | |
| 開式の辞 | 大会実行副委員長 | 黒田　幸裕 | P.5 |
| 物故者追悼 | | 司　会　者 | P.5 |
| 総裁メッセージ | 公益財団法人全国教誨師連盟副理事長（代読） | 藏田　秀樹 | P.6 |
| 歓迎の挨拶 | 九州矯正管区教誨師連盟会長 | 髙原　眞見 | P.8 |
| 実行委員長挨拶 | 北九州地区宗教教誨師会会長 | 渡邊　和弘 | P.9 |
| 祝　辞 | 法務省矯正局長（代読） | 和田　浩史 | P.10 |
| 祝　辞 | 北九州市 市長 | 武内　和久 | P.11 |
| 表　彰 | 九州矯正管区長（代理） | 和田　浩史 | P.13 |
| 謝　辞 | 被表彰者代表 | 芥川　隆章 | P.14 |
| 来賓紹介 | | 司　会　者 | P.15 |
| 祝電披露 | | 司　会　者 | P.15 |
| 閉式の辞 | 大会実行副委員長 | 黒田　幸裕 | P.16 |



総　会　（14時20分 ～ 15時10分）　「5階 飛翔の間」　P.17


正副議長選出
- 開会の辞
- 全国教誨師連盟会務報告
- 九州矯正管区教誨師連盟会務報告
- 各地区教誨師会提案事項協議
- 大会宣言文起草委員選出
- 次期開催地発表
- 閉会の辞


記念講演①　（15時30分 ～ 17時）　「5階 飛翔の間」　P.23


講　題：『刑務所を通じて社会を考える ～人足寄場と拘禁刑～』

講　師：丸山泰弘 教授

（立正大学法学部教授 日本犯罪社会学会理事 日本司法福祉学会副会長）

記念撮影　(17時 ～ 17時20分)　「5階 飛翔の間」　P.45
大会起草委員会 (17時20分 ～ 18時)　「5階 帆柱の間」　P.45
懇 親 会　(18時30分 ～ 20時30分)　「5階 飛翔の間」　P.46

## 2日目（令和7年10月28日 火曜日）

記念講演②　(9時30分 ～ 11時)　「5階 飛翔の間」　P.51
講　題：「路上のいのちに触れる ～ひとさじの会の活動を通じて～」
講　師：吉水岳彦師
(浄土宗 光照院住職)

閉 会 式　(11時10分 ～ 11時30分)　「5階 飛翔の間」　P.81
(司　会)　松尾　善樹
開式の辞　大会実行副委員長　池田　修嗣　P.81
実行委員長挨拶　北九州地区宗教教誨師会会長　渡邉　和弘　P.82
施設長挨拶　北九州医療刑務所長　澤田　貴裕　P.83
大会宣言文　大会宣言文起草委員長　小島　有然　P.83
次期開催地代表挨拶　佐賀県教誨師会会長　牧　大雄　P.85
閉式の辞　大会実行副委員長　池田　修嗣　P.85

講師略歴　P.87
出席者名簿　P.89
来賓・参列者　P.89
職　員　P.90
教 誨 師　P.92
大会実行委員会　P.95
記念写真　P.99

# 式典（開会式）

**司会（松尾善樹）**



定刻となりました。ただ今より、第46回九州矯正管区教誨師研修北九州大会を開催させて頂きます。本日の司会進行係を務めさせて頂くことになりました、北九州地区宗教教誨師会の松尾でございます。皆様どうぞよろしくお願い致します。

それでは本研修大会の実行副委員長でございます、北九州地区宗教教誨師会副会長 黒田幸裕（くろだこうゆう）より、開式の挨拶を申し上げます。

## 開式の辞

**大会実行副委員長　黒田幸裕**



遠近各地より教誨師の皆様、この研修会にご参加頂きましてありがとうございます。それでは只今より、第46回九州矯正管区教誨師研修北九州大会の開会式を開式致します。

**司会**

ここで物故者会員の方に対しまして追悼を行いたいと思います。本年3月28日72歳でご逝去されました、鹿児島県教誨師会 佐藤隆文（さとうたかふみ）様。多大なるご貢献を頂きました佐藤先生に対し、ここに謹んで哀悼の意を捧げたいと存じます。皆様、恐れ入りますが、その場でご起立をお願い致します。黙祷。

（1分間）

黙祷お直り下さいませ。ご着席をお願い致します。



**司会**

続きまして、本大会開催にあたり、全国教誨師連盟総裁でいらっしゃいます、大谷光淳（おおたにこうじゅん）様よりメッセージを頂いております。全国教誨師連盟副理事長 蔵田秀樹（くらたひでき）様にご代読を頂きます。よろしくお願い致します。

# 総裁メッセージ

**公益財団法人全国教誨師連盟副理事長　蔵田秀樹様（代読）**

（総裁様よりメッセージをお預かりして参りましたので、代読させて頂きます。）



本日ここに「第46回九州矯正管区教誨師研修北九州大会」が開催されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。まず初めに、昨年1月1日に発生した「令和6年 能登半島地震」、昨年9月の大雨災害、本年九州地方各地を襲った豪雨による災害等で犠牲となられました方々に、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。一日も早く生活を再建され、平穏な日常に戻られますことを願っております。

さて、この度表彰をお受けになる皆様に、心からお祝い申し上げますとともに、長年にわたるご尽力に対し、感謝と敬意を表します。平素から宗教教誨活動に対しまして、深いご理解と温かいご支援を賜わっております、ご来賓の皆様方、並びに当連盟の運営にご支援、ご協力を頂いております、矯正関係者の皆様方に、厚く御礼申し上げます。

ロシア連邦のウクライナ侵攻、ようやく解決の糸口が見えたイスラエルのパレスチナ・ガザ地区への侵攻は未だに終わらず、子供を含めた多くの民間人が犠牲となっています。一刻も早く平和的な解決がなされ、ウクライナ、パレスチナ・ガザ地区に再び平和が訪れることを願ってやみません。

さて、矯正施設の収容人員は全体的に漸減傾向にありますが、少年院在院者や未決拘禁者は増加傾向にあります。個々の特徴としては、高齢受刑者の割合が増加傾向にあること、薬物乱用等による精神障害を有する者、外国人被収容者、発達障害や虐待された経験を持つ在院者といった、処遇に特別な配慮を要する多様化した被収容者がますます増加し、特性に応じた処遇を行う施設職員の皆様のご苦労は計り知れないと考えています。施設では、認知行動療法など科学的根拠に基づくプログラムで改善指導が行われ成果を上げています。そこに宗教的根拠に基づく教誨を行うことで、頭と心に対する働きかけによって、人は救われ、更生復帰を果たすことができるのではないでしょうか。最近の矯正と教誨師を巡る状況を概観致しますと、教誨師は不適正処遇早期発見のための協力を求められています。また、犯罪被害者等の心情聴取伝達制度では、実施する矯正職員のメンタルケアへの協力を求められています。さらに昨今始まった「対話」という改善指導への教誨師の参加を促されています。矯正施設からの協力要請に対しては、できる限り対応したいと考えています。本年6月1日から拘禁刑が施行され、矯正施設における矯正処遇を巡る環境が大きく変化しました。

しかし、教誨師の責務の重要性が変わることはありません。そして、その責務を遂行するためには、教誨の歴史と伝統を踏まえ、日々変化し続ける社会状況に即応した教誨活動を進めることが肝要です。これからの時代における教誨活動の意義と役割を再発見することが求められている




と考えられます。今研修大会がそのような視点から、全国の統一テーマ「アップデートする教誨」、サブテーマ「拘禁刑施行に伴い　より深く　こころに寄り添う宗教教誨を目指して」として実施されますことは、誠に時宜を得たものであります。この度の研修会がまさに「アップデートする教誨」の起点となる、実り多きものになることを期待致します。本研修大会に参加頂きました教誨師の皆様に心より感謝申し上げます。また、今回のサブテーマの「拘禁刑施行に伴い　より深くこころに寄り添う宗教教誨を目指して」の趣旨を理解され、自らの見識をより高めるとともに、今後の教誨活動へ新たに期待される事柄を見出すことに配慮して頂きますようお願い申し上げます。

矯正関係職員の皆様には、これまでのご協力に感謝申し上げますとともに、どうか今後の教誨活動の充実のためにも、引き続きお力を添えて頂ければと願っております。最後に、お集まりの皆様方にはくれぐれもご自愛に務められ、ご健勝に過ごされるよう念に上げ、私のご挨拶と致します。

令和７年１０月２７日
公益財団法人全国教誨師連盟 総裁 大谷光淳
（代読 副理事長 蔵出秀樹）

**司会**

全国教誨師連盟総裁 大谷光淳様より賜りましたメッセージを、全国教誨師連盟副理事長でいらっしゃいます、蔵出秀樹様にご代読を頂きました。ありがとうございました。

それではここで、九州矯正管区教誨師連盟会長 高原眞見（たかはらしんけん）様にご挨拶を頂戴致します。

# 歓迎の挨拶

**九州矯正管区教誨師連盟会長　髙原眞見様**



只今ご紹介に預かりました髙原でございます。本日ここに、「第46回九州矯正管区教誨師研修北九州大会」を開催するにあたり、一言、謹んで歓迎のご挨拶を申し上げます。はじめに、ご来賓並びに矯正関係者の皆様には、私どもの教誨活動に対しまして、平素より深いご理解と温かいご支援を賜わり、心から感謝申し上げますとともに、本日はご多用の中にも関わらず、ご臨席頂きまして重ねて御礼を申し上げます。また、ご出席の教誨師の皆様には、日頃よりご本務に加え、矯正施設における被収容者への教誨活動に並ならぬご熱意を持ってご尽力頂いておりますことに敬意を表しますとともに、本日もまた多数のご参集を頂き、そのご熱意に対し心から感謝を申し上げます。

さて、本大会は「アップデートする教誨」のテーマのもと、「拘禁刑施行に伴い　より深くこころに寄り添う宗教教誨を目指して」を副題にし、研修会を実施致しまして、教誨師個々の資質や能力に対応する多様な教誨のあり方をともに研鑽し、教誨師自ら課題を見出し、今後の教誨活動の一助となることを目的として行うものでございます。皆様にはどうかその手立てというものを一つでも多くお持ち帰り頂きますことを心より願っております。

また、皆様ご高承の通り、今年度末をもって宮崎刑務所が閉庁致します。宮崎刑務所は明治7年(1874年)、宮崎郡大島村に宮崎懲治場として開設したのが始まりでございます。大正11年10月、宮崎刑務所と改称、昭和51年6月、現在地に移転し今日に至っております。従いまして、宮崎刑務所には152年にも及ぶ教誨の歴史があり、残念ながらその歴史も幕を閉じてしまいますが、私達、九州矯正管区教誨師連盟の教誨師には、宮崎刑務所で培われた教誨活動の伝統を受け継ぎ、暫しも偶然に宮崎刑務所閉庁の年に始まった拘禁刑の元で、永年にわたる宮崎刑務所のご功績に恥じない教誨活動を行っていかなければならないという、強い思いが湧き上がるのを禁じ得ないことでございます。

最後になりましたが、今大会の開催にあたりご支援頂きました関係諸機関の皆様に対しまして、改めて御礼申し上げますとともに、本大会の準備運営にご尽力頂きました、北九州医療刑務所、福岡刑務所、小倉拘置支所の職員各位の皆様、北九州地区宗教教誨師会の皆様に、深甚なる謝意を表しまして、本大会への歓迎の言葉とさせて頂きます。

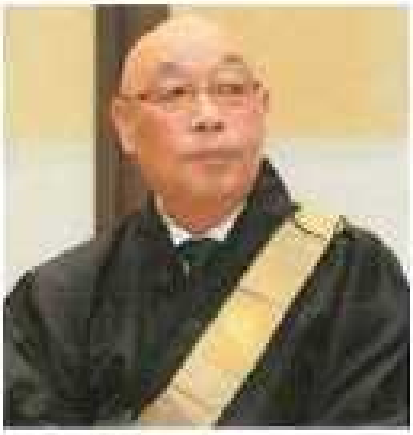
**司会**

お言葉は、九州矯正管区教誨師連盟会長 髙原眞見様でございました。ありがとうございました。

続きまして、本大会の実行委員長であり、北九州地区宗教教誨師会会長でございます。渡邉和弘（わたなべかこう）より、皆様にご挨拶を申し上げます。渡邉会長、お願い致します。

# 実行委員長挨拶

**北九州地区宗教教誨師会長　渡邊和弘**



皆様こんにちは。一言ご挨拶をさせて頂きます。「第46回九州矯正管区教誨師研修北九州大会」の開催にあたり、大会の担当を務めさせて頂きました、北九州地区宗教教誨師会を代表して歓迎のご挨拶をさせて頂きます。ご参集の皆々様にはご公務ご多端の中、ご来賓の方々を始め、九州矯正管区、及び、各矯正施設職員の皆様、全国教誨師連盟、及び、九州矯正管区教誨師連盟の皆様、並びに九州・沖縄の各県から多くの教誨師の先生方のご参加を頂きましたこと、衷心より深く感謝致すとともに厚く御礼を申し上げます。

前回までは「福岡矯正管区教誨師研修大会」と称しておりましたが、名称の一部変更に伴いまして「九州矯正管区教誨師研修大会」と改称されております。本研修大会は、先にご案内致しましたように、今期の全国教誨師連盟の活動テーマであります「アップデートする教誨」のもと、サブテーマに「拘禁刑施行に伴い　より深く　こころに寄り添う宗教教誨を目指して」と題して、今日、明日の２日間にわたり開催致します。

令和の時代に入ってまもなくコロナ感染症の騒動が世の中に蔓延し、内在化して見えなかった社会構造の変容が顕在化し、生活環境も大きく変化させられました。長引く不況は貧富の格差や貧困層を広げ、相対的な社会的弱者が増えてきています。犯罪傾向も、即物的で凶悪化してきています。特に、トクリュウと呼ばれる「匿名流動型犯罪グループ」の犯罪が増加傾向にあります。そんな中、刑法制度の一部改正が図られ、被収容者の処遇が従来の懲役刑、禁固刑が一本化され、年齢や特性に応じた指導を中心とした拘禁刑が、本年６月より施行されました。２年余りの準備期間の中、それぞれの行刑施設では、その対応に向けてご努力をされてこられました。私たち教誨師も、改めて宗教教誨の原点に立ち戻り、命の尊厳を見据えた絶対平等の立場から、個々人の資質や能力に対応する多様な教誨活動が望まれます。

そこで今回の研修会では、法学的な立場から、立正大学法学部教授　丸山泰弘先生に、そして、社会的弱者救済の実践活動を展開されておられる立場から、浄土宗光照院ご住職　吉水岳彦師により、両面のお立場からお二人のご講演を通して学びを深め、被収容者の方々のこころに寄り添う宗教教誨活動の一助になればと願い、計画させて頂きました。ご一緒に研鑽を深めてまいりましょう。また、大会運営におきましては、不行き届きのところが多々あるとは存じますが、どうぞご寛恕のほどお願いを申し上げます。

最後に、この研修大会の開催にあたり、全国教誨師連盟及び九州矯正管区教誨師連盟のご指導を賜わり、九州矯正管区、並びに管区内の各施設の皆様のご協力と、地元、北九州医療刑務所、並びに小倉拘置支所の両所長様を始め、職員の皆様の献身的なご尽力とご協力を頂いて本日を

迎えることができました。この場をお借りして深く感謝申し上げます。この１泊２日の研修会が、皆々様のご協力のもと、実りのあるものになりますことを心より念じまして、ご挨拶とさせて頂きます。

令和７年１０月２７日
北九州地区宗教教誨師会会長　渡邉和弘

**司会**

渡邉会長、ありがとうございました。

さて、本日は法務省関係機関を始め、多くの皆様にご多忙の中ご臨席を賜わっております。誠にありがとうございます。ここで、ご来賓の皆様を代表してご祝辞を賜わりたいと存じます。まず、法務省矯正局長 日笠和彦（ひかさかずひこ）様よりご祝辞が届いておりますので、九州矯正管区長 和田浩史（わだひろし）様にご代読を頂きたいと存じます。
よろしくお願い致します。

## 祝　辞　①

**法務省九州矯正管区長　和田浩史様（代読）**

（矯正局長から祝辞をお預かりしておりますので、代読させて頂きたいと思います。）



「第46回九州矯正管区教誨師研修北九州大会」が開催されるにあたりまして、一言、お祝いを申し上げます。教誨師の皆様方には、平素から矯正施設における被収容者の信教の自由を保障するとともに、その改善更生のため献身的にご尽力を頂いておりますことに対し、この場をお借り致しまして厚く御礼を申し上げます。

さて、刑事施設におきましては、本年６月１日をもって拘禁刑を新たに導入する改正刑法等が施行され、その一歩を歩み出しました。拘禁刑創設の趣旨は、受刑者の特性に応じた処遇を実施し、その改善更生を図り、再犯防止を推進することであり、当局においては、この趣旨を踏まえ、刑事施設における受刑者の集団編成を見直し、高齢や障害などといった特性等に応じた基本的な処遇類型である矯正処遇課程を24種類設け、きめ細かい矯正処遇を行っていくこととしました。これに加えて、作業の再構築、改善指導、教科指導の充実、外部関係機関と連携した社会復帰支援等、新たな政策を多岐にわたって実施しております。これらの取り組みを進めるにあたっては、効果的に矯正処遇等を実施するための組織体制を見直し、職員の意識改革等もあわせて行ってきたところであり、その安定的な定着には時間を要するものと考えておりますが、矯正施設においては、こうした法改正に期待する社会からの要請にしっかりと答え、新たな被害者が生まれることを

防止し、安全、安心な社会の実現のため、引き続き受刑者の改善更生や社会復帰に向けて、一層効果的な被収容者処遇を実現する責務があり、これらの取り組みをしっかりと進めてまいりたいと思っております。

また少年院におきましては、本年６月で新たな少年院法が施行されて10年を迎え、あわせて特定少年の特例が設けられてから３年が経過しました。これまで蓄積してきたノウハウを踏まえながら、時代のニーズに応じた矯正教育、社会復帰支援を進めてまいります。

拘禁刑の導入をはじめとする新たな取り組みは開始されましたが、皆様にご協力を頂きたいことの本質は変わるものではなく、矯正施設の身近な民間協力者である教誨師の皆様方のご活動が必要不可欠であることに変わりはありません。皆様の豊富なご経験、高い見識に基づく活動は、被収容者が自らの犯した罪や、被害者に向き合い、真の更生を果たすために欠くことのできない極めて重要な取り組みです。引き続き皆様方のご協力を得ながら、矯正施設における被収容者処遇の充実を図ってまいりますので、今後とも変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本日ここにお集まりの皆様方のご健勝とご活躍を心からお祈り申し上げまして、私の祝辞と致します。

令和７年１０月２７日

法務省矯正局長 日笠和彦 （代読 九州矯正管区長 和田浩史）

**司会**

和田様ありがとうございました。

続きまして北九州市長 武内和久（たけうちかずひさ）様に、ご祝辞を頂戴したいと存じます。よろしくお願い致します。

## 祝 辞 ②

**北九州市長　武内和久様**



皆様こんにちは。本日ここに「第46回九州矯正管区教誨師研修大会」が、北九州市におきまして盛大に開催されるにあたりまして、心から歓迎を致します。また、この開催を心からお祝い申し上げたいと存じます。日頃より矯正施設におきまして、受刑者や少年の更生支援にご尽力を頂いている教誨師の皆様、並びに本大会開催にご尽力された関係各位に対しまして、深く敬意と感謝の意を表するものでございます。

教誨師連盟は、長年にわたり教誨師の資質向上と教誨活動の充実に務めるとともに、更生支援への社会的理解を広げてこられました。その



歩みは我が国の更生の力を支えており、その志に深く敬意を表したいと存じます。

本日開催されるこの大会は、教誨師連盟の歴史と精神を体現する伝統ある大会でございます。各地から集われた皆様が、日々の実践で培われたご知見とご経験を共有し、これからの時代にふさわしい教誨の姿を探られることは、まことに意義深いものでございます。教誨師の皆様は、長きにわたり矯正施設における教誨活動の中核を担い、人の心に光を灯す尊い務めを果たしてこられました。昨年度には北九州医療刑務所において、84回もの教誨活動が実施され、受刑者の心に寄り添いながら、その更生と社会復帰を支えておられます。教誨師の皆様の活動は、単なる道徳教育ではなく、人生の師として、また親身な相談者として、受刑者一人一人の心に真摯に向き合うものでございます。人としての弱さや過ちを包み込み、再び歩み出す力を引き出す。その姿勢はまさに、闇の中に火を灯す存在であられると存じます。

さて、北九州市では今、都市の持つ力を引き出す新たな挑戦の途上にございます。その原動力となるのは制度や仕組みではなく、何よりも人の力です。だからこそ北九州市は、教育や文化、福祉、地域活動など、あらゆる分野で人が学び、挑戦できる環境を整え、誰もが活躍できる街の実現を目指しております。この理念は、まさに教誨師の皆様が日々実践しておられる、人を信じ、可能性を引き出す営みと、深く響き合うものでございます。人の力を信じ、共に歩むという志のもと、北九州市もまた皆様と力を合わせ、希望ある未来を築いてまいりたいと考えております。

本日の研修会で交わされる学びと交流が、これからの教誨活動をより力強く支える原動力となることを、心より期待致します。そして、皆様の尊い活動が、今後も多くの人々の人生を照らし、希望と再生の光を社会に広げていかれることをご祈念申し上げ、祝辞とさせていただきます。本日は開催おめでとうございます。

**司会**

武内市長様、ありがとうございました。

# 表　彰

**司会**

これより九州矯正管区長表彰を執り行います。この表彰は、長年にわたる教誨活動に対しての多大なるご功績、並びにそのご苦労に対して贈られるものでございます。

九州矯正管区長表彰を受賞されます10名の方のお名前を申し上げます。お名前を呼ばれました方は恐れ入りますが、ご起立をお願い申し上げます。なお、受賞者の方で、本日所用のために出席が叶わなかった方につきましては、お名前のみのご紹介とさせて頂きます。

**令和７年度 九州矯正管区長表彰 被表彰者**

北九州医療刑務所　熊野一真 様
福岡刑務所　松尾美城 様
熊本刑務所　大石優美子 様
熊本刑務所　芥川隆章 様
宮崎刑務所　甲斐史郎 様
宮崎刑務所　久賀俊孝 様
沖縄刑務所　渡慶次勇 様
佐賀少年刑務所　小賀一誠 様
佐賀少年刑務所　相原典之 様
人吉農芸学院　松崎義治 様



以上の皆様でございます。それでは表彰状の授与を行います。
九州矯正管区長 和田様、所定の位置へお進み下さいませ。受賞者を代表致しまして。
熊本刑務所 芥川隆章様、前へお進み下さい。

**九州矯正管区長　和田浩史様**

感謝状、芥川隆章殿。あなたは宗教教誨師として多年にわたり深い人間愛と優れた宗教的信念をもって矯正施設被収容者の助言指導に御尽力され、その功績は誠に顕著であるのでここに深甚の謝意を表します。

令和７年１０月２７日
九州矯正管区長 和田浩史



**司会**

おめでとうございます。表彰状の授与でございました。

それではここで受賞されました教誨師の皆様を代表致しまして、熊本刑務所の教誨師、芥川隆章様より謝辞を頂きたく存じます。お願い致します。

**熊本刑務所教誨師　芥川隆章様**



このたびは、北九州大会におきまして、管区長表彰を賜わり、誠にありがとうございます。被表彰者を代表致しまして、一言、御礼を申し上げます。このたび表彰を賜わりましたことは、これまでの教誨活動、またこれからの教誨活動への大きな励みになります。これを機に、さらに自己研鑽に務め、時代に沿った教誨とは、また受刑者の心に寄り添った教誨とは、もう一度見つめ直しまして、受刑者の更生支援、社会復帰支援の一助となるように頑張りたいと思います。今日は本当にありがとうございました。これをもちまして謝辞と致します。

**司会**

ありがとうございました。芥川先生と管区長、元の席へお戻り頂きますようお願いします。

改めまして、受賞された先生方に大きな拍手をお願い致します。

おめでとうございました。それでは皆様、ご着席下さいませ。





## 来賓紹介

**司会**

本日は沢山のご来賓の皆様にお越し頂いております。本来でしたら、お一人お一人ご祝辞を賜わりたいところでございますけれども、お時間の関係もございます。誠に失礼ながら、ご紹介をもって代えさせて頂きたいと存じます。ここにご来賓の皆様のご紹介をさせて頂きます。会場の皆様、お名前のあとに是非拍手をよろしくお願い致します。

北九州市長　武内和久 様
九州矯正管区長　和田浩史 様
北九州篤志面接委員会会長 深見穂久 様
全国教誨師連盟副理事長 蔵田秀樹 様
九州矯正管区教誨師連盟会長 高原貴見 様



以上の皆様方でございます。ご出席、誠にありがとうございます。

また、皆様のお手元の大会要綱にもご紹介させて頂いておりますが、教誨師の皆様方、その他多くの皆様に本日はご出席を頂いております。誠にありがとうございます。ここに心より感謝を申し上げます。

## 祝電披露

**司会**

また、本大会開催にあたり祝電を頂いております。ここにご披露させて頂きます。

第46回九州教誨師研修大会のご盛会を祝し、貴連盟の益々のご発展をお祈り申し上げます。真宗大谷派 宗務総長 木越渉（きごしわたる）様。

これよりは文面は省略させて頂き、お名前のみご披露を申し上げます。

天台宗　宗務総長　加野舜海（はそのしゅんかい）様
天台宗　教誨師会会長　吉田実盛（よしだじつじょう）様
日蓮宗　宗教教誨師会会長　加藤貫裕（かとうかんゆう）様

この他、多数祝電を頂いておりますけれども、省略させて頂きます。
ご発信、誠にありがとうございました。

**司会**

さて、皆様方のご協力を頂き、式典を滞りなく進めることができました。心より感謝申し上げます。それでは閉式の辞を、大会実行副委員長でございます、黒田幸裕より申し上げます。




**大会実行副委員長　黒田幸裕**

以上をもちまして、第46回九州矯正管区教誨師研修北九州大会開会式を閉式致します。お疲れ様でございました。

**司会**

ありがとうございました。

# 総　会



※ これは正式な議事録ではありません。一部省略して報告します。

- 司会(松尾善朝)が正副議長は慣例で地元から選出となっているとし、北九州地区宗教教誨師会会長 渡邊和弘を議長に、同副会長 黒田幸裕を副議長に推薦し、拍手多数で決定した。
- 議長と副議長が挨拶し、続いて議長が理事長の高原氏より挨拶を頂きますと述べた。

**九州矯正管区教誨師連盟理事長　高原眞見特**



厳粛な開会式でお疲れのところ誠に恐縮でございますが、総会を開催させて頂きたく存じます。総会の場でございますので、昨年度の私どもの活動を振り返り、今年度の活動をより良いものにするという協議の場でございますが、私ども九州矯正管区の教誨師にとりまして、今年度は来年度にお迎えする全国大会の準備の年でもございます。全国大会に向けまして情報共有をしっかりして忌憚のないご意見・ご提言を頂戴し、それを糧とすべく有意義なお時間とさせて頂きたく存じますので、只今より渡邊先生と黒田先生の議長進行のもとで協議を進めて頂ければと存ずることでございます。どうぞよろしくお願い致します。

- 議長が全国教誨師連盟(以下、全連)副理事長 藏田秀樹氏に全連の会務報告をお願いした。
- 藏田氏が配布資料❶『会務報告』(*)の要点を読み形で事業と会計の報告をした。金額の変動の大きな科目について理由の説明を加えた。
- 議長が質問等ある方に挙手を促し、挙手が無かったため承認を頂いたということで次に進むと述べた。
- 議長が九州矯正管区教誨師連盟(以下、九連)事務局長 原田円城氏に九連の会務報告をお願いした。

---

*：全連 Web ページにある『令和６年度事業報告書』の一部、『貸借対照表』、『正味財産増減計算書』、及び『収支計算書』を綴じた資料。本誌には掲載しませんでした。

- 原田氏が配布資料❷『九州矯正管区教誨師連盟総会』(P.20)を参照しながら事業報告と一般・特別会計の決算報告をした。
- 議長が黒田幸裕氏に監査報告をお願いし、黒田氏が去る4月23日、後藤法龍氏と共に一般・特別会計を監査した結果、適正かつ正確に処理されていたと報告した。
- 議長が拍手をもって承認を頂きたいと述べ、拍手多数で承認され、九連理事長と事務局長は一礼した。
- 議長が原田氏に令和7年度の事業計画と予算の説明をお願いした。
- 原田氏が、4月の理事会で一旦審議した際に歳入予定額だったものを確定額に置き換えていると述べた。続けて原田氏が配布資料❷を参照しながら事業計画(案)と一般・特別会計の予算(案)を説明した。
- 議長が質問等ある方に挙手を促し、挙手が無かったため拍手をもって承認を頂きたいと述べ、拍手多数で承認され、九連理事長と事務局長は一礼した。
- 議長が鹿児島県教誨師会会長 吉川孝介氏に来年の全国大会の説明をお願いした。



**鹿児島県教誨師会会長 吉川孝介様**



来年、第41回全国教誨師大会を鹿児島にて開催させて頂くため現在準備を進めておるところでございます。現況についてご説明させて頂きます。日程は、来年、令和8年5月26日火曜~27日水曜を予定しております。場所は城山ホテル鹿児島となっております。大会の名称は「第41回全国教誨師大会」、大会テーマ「何のために生きるのか」にさせて頂いております。こちらは令和8年度、9年度の全国研修の共通のテーマとなるものでございます。サブテーマと致しまして、「一人ひとりの生きるに寄り添う」、こちらを掲げさせて頂いております。

大会の目的は、「大きく社会が変化する中で、その変化に対応できず、生きづらさを感じている人々も少なくないと思われる。このような現代社会において、何のために生きるのか、誰しもが一度は抱える心の問いに対して、本大会において教誨師自身も今一度、自らが生きる意味を問うことにより、それぞれの生きることの目的を明確化する。さらに教誨活動においても、被収容者が抱える『何のために生きるのか』との一人ひとりの問いに寄り添い、今般、拘禁刑が創設の理解を深め、希望につながる教誨師活動を通じて、更生と社会復帰の一助を目指す」、このような目的にさせて頂いております。大会の規模でございますが、前回の北海道大会と同様で500名を予定しておりまして、九州におきましては110名を予定しております。今後は、12月中旬頃に、管区教誨師連盟事務局を通じ、各施設教誨師会事務所にご案内をさせて頂きまして、最終的には翌年の2月中旬あたりに申込の締切を行おうと思っております。大会の日程は、5月26日に記念講演と致しまして松本俊彦先生をお招きさせて頂きます。精神科医、研究者、国立精神神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部部長でいらっしゃいます。また翌日の5月27日は斎藤環先生をお呼びさせて頂く予定となっております。精神科医、また筑波大学医学医療系社会精神保健学教授でございます。

現在、鹿児島県教誨師会におきましては大会の成功に向け、実りある大会になるように務めて参りたいと思っておりますので、どうか皆様方におかれましては鹿児島の方へ来年、皆様お誘い合わせの上お越しを賜りますようお願い申し上げまして、甚だ簡単でございますが、大会の概要のご説明とさせて頂きます。

●議長が出席者に配布資料❹の事業計画と予算の(案)の字を消すようお願いした。
●議長が議事の④はこの大会のことなので割愛させて頂きますと述べた。
●議長が大会宣言文起草委員は既に各教誨師会で選任して名前が発表されていると述べた。
●議長が原田氏に研修大会の順転の説明をお願いした。

**九州矯正管区教誨師連盟事務局長　原田円城様**

資料の10ページをご覧頂きたいと思います。九州矯正管区教誨師研修大会順転一覧を載せさせて頂いています。前回皆様にご提示したものから相当変更しておりますので説明させて頂きます。変更の大きな要因として、一つは宮崎の教誨師会が解散されることを決定されておりますので、順転一覧の中から宮崎教誨師会が無くなっています。それから佐世保教誨師会は、教誨師研修大会の方はお受けできるということでしたので、佐世保を入れています。基本的には下の欄外に書いた順番で回っていくのですが、多少順番が前後しているところがあります。理由は、同じ教誨師会の施設研修会が続くとか、研修大会が続くとか、そのようなケースが出てきましたので、そこは前後を入れ替えて、研修大会、施設研修会がそれぞれ回っていく配慮をさせて頂き、作成し直しておりますので、ご了解頂きたいと思います。

●議長から、宮崎県教誨師会が令和7年度（令和8年3月31日）をもって解散する決定をしたとお知らせがあり、会長の佐藤公英氏に一言ご挨拶を頂ければと述べた。

**宮崎県教誨師会会長　佐藤公英様**



先ほど九州矯正管区教誨師連盟 髙原会長よりご説明がありました通り、私ども宮崎県教誨師会は、宮崎刑務所閉所に伴いまして、私どもで総会を致しまして、宮崎県教誨師会を解散することになりました。色々なことで皆様方にはご迷惑を掛けるかと思いますが、今の時代の流れで致し方ないことではないかと思います。長い間、皆様方にはお世話を頂きました。本当にありがとうございました。これで報告に代えさせて頂きたいと思います。

●議長が出席者に、総じて質問がある方は挙手をお願いしますと述べ、挙手が無かったため、これで総会を閉じることを宣言した。
●副議長が、皆様の協力により無事終了できましたと感謝を述べた。
●司会が、これをもって総会を終了とさせて頂きますと述べた。

# 九州矯正管区教誨師連盟
# 総　会

日　時　令和○年○月○日（○）○時○分～○時○分

※　場　ユキージョンホテル小倉

次　第　1．開会の言葉

2．会長挨拶　九州矯正管区教誨師連盟会長　○○　○○

3．議　事

（1）令和○年度事業報告、決算報告・監査報告

（2）令和○年度行事計画（案）、予算（案）

（3）各担当からの連絡事項

（4）次期○○担当矯正施設長挨拶、次期教誨師研修会○○（○九州）について

（5）○○担当からの連絡

（6）その他

4．閉会の言葉

懇　親

| | | | |
|---|---|---|---|
| 福岡 | ○○○○ | ○九州 | ○○○○ |
| 佐賀 | ○○○○ | 長崎 | ○○○○ |
| 熊本 | ○○○○ | 大分 | ○○○○ |
| 宮崎 | ○○○○ | 鹿児島 | ○○○○ |
| 沖縄 | ○○○○ | 矯正 | ○○○○ |

1　議　事

（1）令和○年度事業報告

| 日　程 | 事　業 | 内　容 | 会　場 |
|---|---|---|---|
| ○月○日 | 総会 | ○○○○研究会 | ○○○○研修所 |
| ○月○日 | 研究会 | 事業報告、決算、事業計画、予算 | ○○○○研修所 |
| ○月○日 | ○○○○研究会（第○回） | 指導助言 | ○○○○ |
| ○月　日 | ○○○○研究会 | ○○○○ | ○○○○ |
| ○月○日 | ○○○○研究会 | ○○○○ | ○○○○ |
| ○月○日<br>～○日 | ○○○○研修 | ○○○○、○○○○、○○○○ | ○○○○ |
| ○月○日 | ○○○○研究会 | ○○○○ | ○○○○ |
| ○月○日 | ○○○○研究会 | ○○○○ | ○○○○ |
| ○月○日 | ○○○○研究会 | ○○○○ | ○○○○ |
| ○月○日 | ○○○○研究会 | ○○○○ | ○○○○ |
| ○月○日 | ○○○○研究会 | ○○○○ | ○○○○ |
| ○月○日 | ○○○○研究会 | ○○○○ | ○○○○ |

（2）令和○年度　決算・○月○日　承認

（3）2024（令和6）年度　事業計画案

| 日　程 | 事　業 | 内　容 | 会　場 |
|---|---|---|---|
| ○月○日 | 総会 | ○○○○研究会 | ○○○○研修所 |
| ○月○日 | 研究会 | 事業報告、決算、事業計画、予算 | ○○○○研修所 |
| ○月○日 | ○○○○研究会（第○回） | 指導助言 | ○○○○ |
| ○月　日 | ○○○○研究会 | ○○○○ | ○○○○ |
| ○月○日 | ○○○○研究会 | ○○○○ | ○○○○ |
| ○月○日<br>～○日 | ○○○○研修 | ○○○○、○○○○、○○○○ | ○○○○ |
| ○月○日 | ○○○○研究会 | ○○○○ | ○○○○ |
| ○月○日 | ○○○○研究会 | ○○○○ | ○○○○ |
| ○月○日 | ○○○○研究会 | ○○○○ | ○○○○ |
| ○月○日 | ○○○○研究会 | ○○○○ | ○○○○ |
| ○月○日 | ○○○○研究会 | ○○○○ | ○○○○ |
| ○月○日 | ○○○○研究会 | ○○○○ | ○○○○ |

（4）次期○○担当矯正施設長挨拶、次期教誨師研修会○○（○九州）について

（5）○○担当からの連絡事項

（6）その他

2　決　算

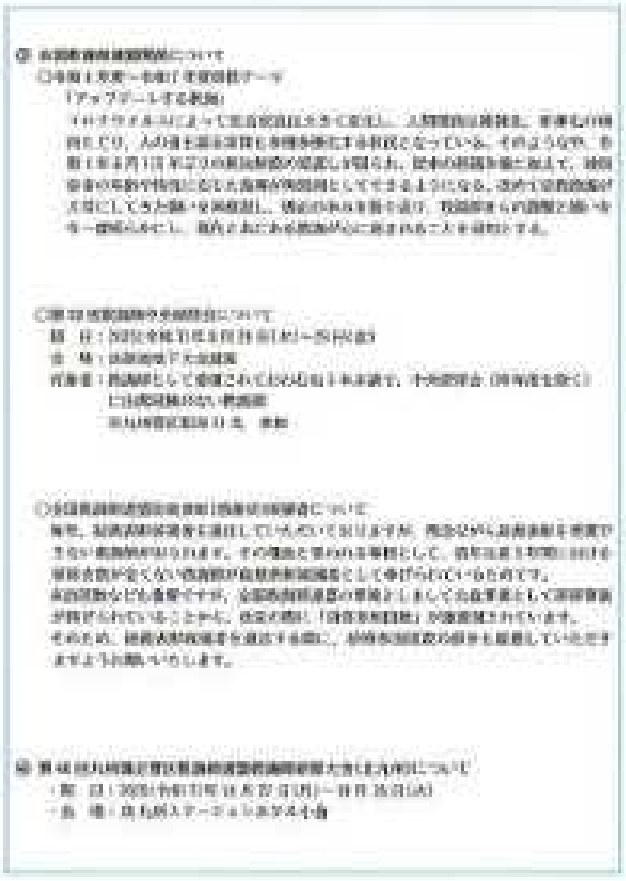
（1）令和○年度　収支決算書

（単位：円）

| 科　目 | 予算額 | 決算額 | 増減額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 収入の部 | | | | |
| ○○○○ | ○○○,○○○ | ○○○,○○○ | ○ | |
| ○○○○ | ○○,○○○ | 









○施設見学について　（抜粋）

日程　案　令和6年6月3日～4日（令和6年度主管行事）

●訪問

高等学校　（九州地区管区教職員研修担当者・福岡教育研究会会員）

自治体本　（九州地区管区教育委員会連合会　各県教育委員会事務局）

施設団体　（社九州地区学校教職員互助会）

研修会場　（九州地区教育委員会）

研修主体　（九州地区管区教職員研修運営事務局）

○その他

施設管区の名称変更

・北海道地区管区　→　北海道地区管区

・仙台地区管区　→　東北地区管区

・東京地区管区　→　関東地区管区

・名古屋管区管区　→　中部地区管区

・大阪地区管区　→　近畿地区管区

・広島地区管区　→　中国地区管区

・高松地区管区　→　四国地区管区

○九州地区管区教職員研修　名称変更　（令和　年度～）

○施設管区の名称変更に伴い（可能な方に限定）　開催について

・（旧）総会（1）に準ずる）　とする　に変更・追記

主催者名　「福岡地区管区教職員研修委員会」→変更後（九州地区管区教職員研修運営）

○施設管区の名称変更に伴い（可能な方）　管理について

・一般会計　講師　（旧）1317円

（現在）（九州地区管区教職員研修運営　会長　県教育長）

→変更後（九州地区管区教職員研修運営　会長　県教育長）

・研究会計　謝礼　（旧）5000円

（現在）（福岡地区管区教職員研修運営　会長　県教育長）

→変更後（九州地区管区教職員研修運営　会長　県教育長）

○教職員名簿・研究について

1年目（1）（教育委員会）（入）します。（役職名）（転勤）（なし）ますので、（旧）から2小型（教育調査）（1回）（1ページ）

## 九州地区管区教職員研修大会開催一覧

| 年　度 | 担　当　県 | 備　考 |
|---|---|---|
| 2020（令和2）年 | 沖縄県教職員組合 | 施設研修会 |
| 2021（令和3）年 | 北九州地区教職員組合 | 教職員研修大会 |
| 2022（令和4）年 | 鹿児島県教職員組合 | （全国教職員大会） |
| 2023（令和5）年 | 佐賀県教職員連合 | 教職員研修大会 |
| 2024（令和6）年 | 大分県教職員組合 | 施設研修会 |
| 2025（令和7）年 | 福岡教職員会 | 教職員研修大会 |
| 2026（令和8）年 | 北九州地区教育教職員会 | 施設研修会 |
| 2027（令和9）年 | 福岡教職員組合 | 教職員研修大会 |
| 2028（令和10）年 | 佐賀県教職員連合 | 施設研修会 |
| 2029（令和11）年 | 熊本県教職員組合 | 教職員研修大会 |
| 2030（令和12）年 | 長崎教育研究会 | 施設研修会 |
| 2031（令和13）年 | 佐賀県教職員組合【案】 | 教職員研修大会 |
| 2032（令和14）年 | 福岡教職員組合 | 施設研修会 |
| 2033（令和15）年 | 鹿児島県教職員組合 | 教職員研修大会 |
| 2034（令和16）年 | 熊本県教職員連合 | 施設研修会 |
| 2035（令和17）年 | 沖縄県教職員組合 | 教職員研修大会 |
| 2036（令和18）年 | 鹿児島県教職員組合 | 施設研修会 |

【上記（4.5）（2024（令和7）年度　九州地区管区教職員研修　理事会）にて承認・確定】

※施設管理研究所等

施設は、施設研修と研修大会で1～2回（行います。

長崎　→　福岡　→　熊本　→鹿児島（3）→　鹿児島　→　沖縄　→　大分　→　北九州　→　佐賀　→　長崎

（3）施設管理施設を施設研修大会の2回開催





# 記念講演①

## 刑務所を通じて社会を考える ～人足寄場と拘禁刑～

立正大学法学部
丸山 泰弘（まるやま やすひろ）教授

※ 大会終了後、講師の先生自らが記録に適した形式でまとめて下さったものを収録しました。
当日ご講演下さった内容と比べ、省略された部分や、説明を足して頂いた部分があります。




**司会**

お時間になりましたので、記念講演に移らせて頂きます。本日お越し頂きました講師の先生は、立正大学法学部教授、日本犯罪社会学会理事、日本司法福祉学会副会長、丸山泰弘教授です。演題は「刑務所を通じて社会を考える ～人足寄場と拘禁刑～」でございます。

それでは丸山教授、よろしくお願い致します。

**講師（丸山泰弘教授）**

皆さん、こんにちは。丸山と申します。今日は貴重な機会をくださってありがとうございます。

私は刑事政策・犯罪学が専門ですが、実は大学の世界では刑事政策の研究者の数がかなり減っています。犯罪について研究をすることは社会のニーズとして高いはずなのですが、大学の中ではニーズがほとんど無くなっています。色々な理由が考えられるのですが、やはり2000年の司法制度改革の時に、司法試験の科目から刑事政策が外れたことが大きいようです。どこの大学の法学部でも、刑事法の担当者として、刑法の先生と、刑事訴訟法の先生と、犯罪学、刑事政策の担当がいます。大学は、定年や異動などでそのポストが空くと、大体同じ科目の先生が入るシステムになっています。ただ、刑事政策のポストが空いた時に、司法制度改革以後は、もう一人刑法の先生入れましょうか、訴訟法の先生入れましょうか、となってしまい、ポストがどんどん減ってしまった

のです。旧帝国大では ほとんど減ってしまいました。東京の私立でも、刑事政策を専門として教える先生はもう教えるほどになってしまったのではないでしょうか。刑法や刑事訴訟法を専門としながら、刑事政策も教えるという先生はいますが、刑事政策プロパーで専任の先生がいて、それをちゃんと学べるところがどんどん減ってしまっていることを危惧しています。そうなってくると、学べる大学が減っていきますよね。さらに大学院生が「この分野を学びたいな」と思っても、まず学べる大学が少ない上に、その先に大学でのポストがないので、学位を取ったところで就職がないことになります。それで私の前後の世代に刑事政策を専門とする人がかなり少なくなってしまいました。旧帝大でしっかりとした刑事政策の講座があるのは九州大学です。先のようにポストや大学院生が減る中で九州大学はすごく頑張って、若手を育ててくださっていますが、日本全体としてはパイが減っているので、依然として大変な状態となっています。

**九州によく来ます**

九州では、よく講演会や講師の機会を与えて頂きまして、来る機会があります。2、3ヶ月前に、九州弁護士連合会で呼んで頂きました。その少し前の5月に私は新書を発刊しました。筑摩書房から『死刑について私たちが知っておくべきこと』という本を出したのです。これが、ニッチなテーマでありながらも、ありがたいことに専門家を中心に読まれるようになっております。それがきっかけで、九州弁護士連合会から依頼を頂いたということです。もうひとつ、九州に来ることが増えた理由があるのですが、それは本講演の途中で話していきたいと思います。



**自己紹介**

私のことを初めてご覧になったという方もいっぱいおられると思うので「こういうことをやっています」ということを話します。私は所属が立正大学ですので、大学としては日蓮宗がメインとなっている大学です。それに私は、保護司もしています。その保護司会の関係のイベントに呼んで頂くのと同時に、日蓮宗のメンバーで保護司会の方々の会でも呼んで頂くことがありまして、池上本門寺でもいくつか講演させて頂きました。また出身が龍谷大学ですので、築地の本願寺でも講演をさせて頂いたこともあります。このように宗派を超えて活動をやっているのですが、いずれも一つ一つの宗派だったので、今日はこのように、色んな宗派を超えた集まりにおうかがけ頂けたことを非常に喜んでいます。

私の分野については龍谷大学が大変興味深い存在であると言えます。なぜかというと、民間で唯一の、犯罪や受刑者の人権を研究する研究センターがあるためです。例えば、公的なものとしては実に２つありまして、法務総合研究所という『犯罪白書』を作ったりする所ですね。もう１つは科学警察研究所というところがあります。ドラマに科捜研を題材にしたものがありますが、あれは各都道府県にある科学捜査研究所が題材であって、科学警察研究所とは別物です。話を戻すと、これを科警研というのですが、全国の警察から集まってくるデータを犯罪学の知見などを使って研究するのが科警研です。龍谷大学では民間で唯一そういう犯罪や受刑者の問題について研究施設を持っており、私はここで学位を取りまして、そのまま博士研究員をして、縁があって立正大学にお世話になっています。

日本では学べるところが少ない刑事政策・犯罪学という分野ですが、海外には結構、学部レベルで犯罪学部があります。Faculty of Criminology というのがありまして、日本ではさっき絶滅危惧種だと言ったのですが、海外では文学部とか法学部とかのレベルで犯罪学部があります。そういう私も、サバティカルや在外研究としてロンドン大学やＵＣバークレーに行き、犯罪学を中心に学びました。

**メディアに積極的に出るようにしています**

海外での研究を終えて、日本に帰ってきてからメディアなどに積極的に出ています。テレビなどに出ることが悩む時期もありましたが、もうそんなことを言ってる場合ではないという考えに至りました。そもそも、世間一般的に犯罪学や刑事政策の認知度が低すぎるということに気づいたのです。とにかく刑事政策や犯罪学の認知度を上げていくために出る必要があるという風に考えるようになりました。例えば、2025年5月にNHK-BSで「英雄たちの選択」という番組がありまして、長谷川平蔵の回に出演しております。また2025年11月に、今度はNHKの「歴史探偵」に出ておりますので、ぜひそれも見て頂けたらと思います。

## 市中引き回し刑のルートを歩いた

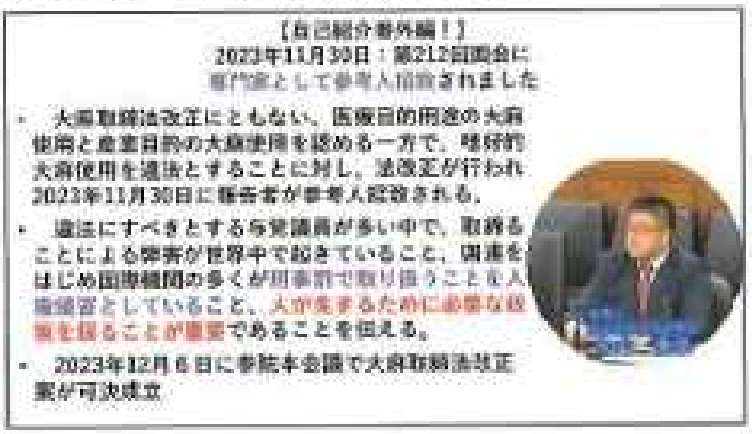






なぜ最近、こういう歴史系の番組に呼ばれるようになったかというと、私は趣味で、江戸時代の市中引き回しの刑のルートを歩くというのをやっておりました。江戸時代の地図を見つけまして、実際歩いてみたいと考えるようになったのです。それを初めて実施した時がちょうど東京オリンピックの直前で、もう6月末か7月に入る位で、気温が30度を超えていたのですが、頑張って行ってみようと汗だくで歩きました。東京の日本橋のちょっと北に小伝馬町という所がありまして、ここに牢獄跡地があります。この牢獄に吉田松陰とか橋本左内とかが収容されていました。そこをスタートして、27キロ歩いてまた小伝馬町に戻ってきて、執行がなされるわけです。市中引き回しは死罪に追加される付加刑となります。ただ死罪になるだけじゃなく、引き回しの上、鋸挽門とか、死罪にプラスアルファして重たくしていくのが付加刑で、その市中引き回しのルートを1人で歩きました。私としては、もう途中から自分自身が市中引き回されている気持ちで歩いていますので、観光で歩いている人たちや幸せそうなカップルをギッと睨みつけたりもしたものです。「この大変なルートを歩いている、しかも暑いし」と思いながら頑張って歩いて来たんです。実際歩いてみてわかりますね、本当に27キロを1日でそんな元気良く皆歩いたかなと。まあ、当時だから実際に歩いたのかもしれませんけど。季節によってはきついなと思ったんですね。一方で、こう考えていくと、江戸時代の牢獄とか、市中引き回しなどは、基本的に改善更生を前提にしていないわけですよね。死罪であったり、追放刑で遠くの島に流したりするわけじゃないですか。これは更生や社会復帰を前提にしている刑罰ではありません。では、いつから変わっていったのか、ということを探っていこうとすると、長谷川平蔵の人足寄場に行き着いたというわけです。それは1790年に石川島に作られた更生のための施設が現代の刑務所の起源とも考えられています。そこからこういう問題を考え始めたところ、歴史番組に呼ばれるようになったという流れです。

### 薬物も専門、参考人招致で呼ばれました




死刑の問題や、受刑者の人権問題に加えて、もう一つ専門分野にしていることがあります。それは、薬物依存に対して刑事司法でどのように向き合うかというものです。ご存知ない方もいらっしゃるかと思いますが、2024年に大麻取締法が改正されました。制定から75年経って初めて、使用罪が新設されることになりました。それまでは、他の覚醒剤取締法とか麻薬及び向精神薬取締法とか、別の法律には使用罪がありましたが、大麻取締法だけは使用罪が無かったんですね。大麻に対して使用罪を作ろうという議論が起きた時に、参議院厚生労働委員会に参考人招致で呼ばれました。その際に、私は「末端の薬物使用者が困っている時に、刑事罰で統制をしようという話ではないのではないですか」と意見した数少ない一人です。国連をはじめとした国際的な薬物政策を研究している団体など世界の動向を見ていくと、末端の薬物使用者の多くがトラウマや障などを抱え、困って行き着いたものが薬であって、それでやっと生きていける方も多いのです。私としては「厚生労働省が取締まりを強化するという方向ではなく、どうやったら困ってる人が生きて行けるかという方に舵を切りませんか」ということを話しに行きました。これもYouTubeで探して頂ければ、第212回の国会（2023年11月30日の厚生労働委員会）に参考人招致されている姿が出ますので、もしよろしければ見て頂ければと思います。ここまでが自己紹介でした。

## 刑務所を見れば社会が見える

研究を本格的に始めた頃、今から言えば20数年前から、世界中の刑務所に研究で出たり入ったりしています。これは研究と、趣味みたいなものです。なぜ私が世界中の刑務所を巡るのかというと、古くは刑事学者のフランツ・フォン・リストの「最良の刑事政策とは最良の社会政策のことである」という言葉からもよくわかります。刑事政策がうまくいっているところほど社会政策もうまくいっていますし、社会政策がうまくいっているところは刑事政策がうまくいっていると考えられています。つまり、刑務所を知れば知るほど、その社会のことがよくわかるということです。この後、刑務所の状態から社会をどう見ていくか、ということを深く考えてみましょう。

例えば、日本では2003年に山本譲司さんが出した『獄窓記』などで指摘されたことがあります。元衆議院議員だった山本さんが、網羅刑務所に入られまして、刑務所の中で介護の作業を当てられていました。そこで、高齢者や知的障害のある方の介護をしていく中で、刑務所の中は世間の皆さんが思っているような極悪人が集中して入っているのではなく、あらゆる福祉や医療の網からこぼれ落ちた人が、最終的に行き着くセーフティネットになっている、ということを著書で

公表して、厚生労働省が色々調査を始めていくことになりました。

なぜ犯罪学者や刑事政策学者が、世界中の刑務所を調査するかというと、繰り返しとなりますが、その社会の政策がうまく回っているかどうか、刑務所を見て考えていくためです。世界中の犯罪学者、刑事政策学者は、日本が「おもてなし」と表向きには言っていて、海外の人に向けて「良い国だよ」って取り繕っていても、刑務所を見ていくと「知的障害や境界知能で困っている方とか、高齢の方々を社会で受け入れずに、生活苦からの犯罪に陥らせ、刑務所の中で亡くならせるような国なのだな」ってことが、刑務所から見えてしまうわけです。ネルソン・マンデラもリストと似たような言葉を残しています。「刑務所に入らずしてその国家を理解することはできない」というものです。「国家はどのように上流階級の市民を扱うかではなく、どのように下流階級を扱っているかで判断されるべきだ」という言葉を残しています。確かに国連や国際的な人権問題を取り扱う団体の統計を見ていくと、世界の中でどういう層の人たちが刑事施設に収容されているかということが指摘されています。それは、やはり社会的に苦しい立場にいる人やマイノリティとされる人たち、生活環境が苦しい人たちです。特に言われてるのが、女性で刑務所に入っている方は、ドラッグの問題や、窃盗などです。そういう、精神的に不安定という問題を抱えている人や、民族問題、ジェンダー問題などで、マイノリティとして生きづらさを抱えている人が刑事司法に巻き込まれる可能性が高まっているというものです。

なぜ刑務所をめぐるのか

- 「刑務所に入らずして、その国家を理解することはできない。国家は、どのように上流階級の市民を扱うかではなく、どのように下流階級を扱うかで判断されるべきだ」（ネルソン・マンデラ〔元南アフリカ大統領、27年間投獄されながら差別と闘う〕）




**アメリカの刑務所**

いくつかの国々で色んな刑務所を回ってきましたので、ここでご紹介します。例えば私はUCバークレーに2年間所属していましたので、その近隣の刑事施設を沢山回りました。拘置所(ジェイル)も行きましたし、刑務所(プリズン)も行きました。また、責任能力の問題から裁判が続けられないために、統合失調症のために病気が回復するまで治療を行う病院を兼ねている刑事司法施設など、色んなところをぐるぐる回りました。例えばサンタ・リタ・ジェイルには、2019年、2020年位に頻繁に行きました。ここは拘置所も兼ねている、さらに短期の自由刑の人も入る施設です。更生プログラムが

アメリカ：Santa Rita Jail と
San Quentin Prison





非常に多く用意されていて、どれも被収容者が自分の好きなプログラムを自由に選べるという、充実した内容を持っていました。国際基準では、処遇のプログラムは強制できるものではありません。しかし、日本は懲罰を伴う指導を持っています。本講演の最後に日本の問題点についても触れていきます。

もう1つがサン・クエンティン・プリズンです。私が滞在していた当時はまだプリズンだったのですが、2023年に、サン・クエンティン社会復帰センターという名前に変わりまして、よりリハビリテーションを重視するというものに変わっていきました。日本の刑事施設は参観に行くと、収容者と、ある程度の距離を保たれます。そもそも参観者と収容者が遭遇しないようなルートで歩いたり、参観者が入ったとしても工場で作業をされている所を避難しないように通って行ったりといったものです。たまたま移動されているところと遭遇すると、廊下の壁側を向いて立ってもらって、その後ろを通るといった運用が日本の通常だと思います。日本の刑事施設参観で慣れていた時期だったので、アメリカの刑務所でも、収容者から羽交い締めにされて撃たれるようなことはないだろうと思いながら行ったら、ごく普通に、肩が触れるくらいの距離を、皆スースー通って行くんですね。これには驚きました。ただ、海外の刑務所の経験が増えていくと、至って普通の状態であることがわかります。

ご存知の方もおられるかもしれませんが、カリフォルニア州は事実上死刑廃止州なんですね。一応法律では死刑を今でも持っていて、死刑判決も出るのだけど、実際に執行しないのが10年を超えると、事実上廃止国とか事実上廃止州と言われるんです。カリフォルニアは死刑判決が出ますし、死刑囚もいるのですが、執行しないのが10年以上続いているので事実上廃止州なんです。で、当時のカリフォルニア州知事が「もうこれ執行することないから」って言って、刑務所から死刑執行に使う装置を全部外して運び出したんですよ。サン・クエンティンには、受刑者だけで作ってる新聞があります。この新聞は百年近い歴史があり、自分たちで全て企画してインタビューして記事を書いて、しかも外にも配るんですよ。そういうサン・クエンティンの新聞があって、ちょうど私が行った時、ニューサムという知事が、死刑囚の装置を外すって言った直後だったんで、死刑の道具がついに外されたっていう写真が一面トップのニュースに出てました。それがサン・クエンティンの思い出ですね。



オランダ：ALMEREの矯正施設

- 刑務所と拘置所を兼ねる
- 中規模施設で定員は３６０人（スタッフは２４０人！）
- 何よりもスタッフに余裕があり、収容者たちにも余裕が出てくる

**オランダの刑務所**

ここも紹介させてください。収容者の数に比べて、スタッフの数が多く、ものすごく充実してるんですよ。全員に余裕がある運営になっています。余裕があるというか、安心しながら仕事をしている刑務所でした。以前に日本でも第二の名古屋刑務所事件の後に

調査が入って、刑務官のアンケート調査によると、一番ストレスなのは何かといえば、人間関係が断トツ1位でストレスフルだというのが出てました。しかも、その人間関係は、被収容者と刑務官の人間関係ではなく、刑務官同士の人間関係が一番ストレスフルだというのが出てました。オランダのこの刑務所のように、落ち着いて、余裕を持って仕事ができる環境があるからこそ、対被収容者の方とも余裕を持って向き合えるというところが明確に出ていたオランダの刑務所ですね。

**北欧の刑務所**

北欧の刑事施設は、様々の分野ではすごく有名です。例えば、ノルウェーの刑務所に行くと、なるべく社会の生活に近づけていって、社会復帰の阻害にならないようにしている。ノルウェーは世界で一番犯罪者に優しい国と言われていて、世界で一番再犯が少ない国と言われているところです。スウェーデンのコールモーデン刑務所は、完全に塀がない刑務所です。スウェーデンに行ったのは10年前くらいですけど、刑事施設の高齢化を北欧の国ではどうしているのかという調査で行きました。スウェーデンで「どうやって施設の高齢化に対応してるのですか？」と質問すると、「うーん」って現地の方々が悩んだ後に、「まあ、強いて言うなら、刑務官がどんどん高齢化してきているんで、受刑者たちでどうやって高齢になった刑務官をフォローするか悩んでます」って言っていました。高齢者を刑事施設に入れずに、社会で違った形で向き合っていくような政策を取っているので、そもそも刑事施設に高齢者が入って来ないと言ってました。むしろ高齢化していく刑務官をどうするかということを悩んでいますと言ってました。

## 改善更生する刑事政策の始まり

こんな風に色んな国の色んな政策を、刑務所を通して見ていくのですが、歴史引き回しの考察をしていく中で、改善更生を前提とした刑事政策が始まったのはどれくらいの時期なのかと。これを考え出すと、一応、刑事政策の教科書で言われているのが、ロンドンのブライドウェル懲治場と、もう一つがアムステルダムにあるスピンハウスとラスプハウスの懲治場です。これは1500年代の最後のほうに出て来るんですけど、スピンハウスの女人の絵のすぐ下に、矯正関係の方ならよく見る「刑政」に毎号載っているあの文字「悔ゆるなかれ」ってやつですね。「厳しけれども、愛に満ちている」みたいな、あの文字がこのスピンハウスに書かれています。オランダのアムステルダムに行くと、これ現存しているんです。当時のスピンハウスとラスプハウスの門になっていたところがそのまま残っていまして、ただ、ここが当時のスピンハウスですとかラスプハウスですとか、記念碑になるようなものは一切ありません。どこにも何にも書いてないんですよ。これ見つけ出すのはすごい大変なので、私の講演を聞いて「刑政に書いてあるあれが、見たいな」と思った矯正関係の方は、私に聞いて頂ければご案内します。

これらの懲治場は、犯罪した人を更生してもらうというよりは、保安施設に近いです。日本でいうと無宿の人に手に職をつけてもらうような施設です。ヨーロッパでも囲い込み運動から外れて、町に入れない、家に入れない、で、あぶれてしまって町で浮浪するようになってしまった人たちを集めて、手に職を付けて、もう一回町に労働力として戻そうっていうのがスタートなんです。

## 日本では、人足寄場が発祥

松平定信と長谷川平蔵によって始まった
石川島人足寄場→巣鴨監獄→府中刑務所



立正大学法制研究所研究支援費の調査目的
（令和5年度および令和6年度）

- 日本の近代刑務所の起源の1つとされる石川島人足寄場は、1790年に松平定信の命令により長谷川平蔵が石川島・佃島に建設した無宿養成所である。
- 江戸時代には**親族が行った犯罪**や**借金の責任**を子どもが背負わされることもあったため、子どもを戸籍から外すということが行われていた。そして、こういった人々を人足寄場では、それぞれの技能に応じて労役に服しながら、もう一度江戸の街に戻れるように、更生と社会復帰を目指す懲治場が存在していた。これが**近代刑務所の起源の1つ**と言われる理由である。

立正大学法制研究所研究支援費の調査目的
（令和5年度および令和6年度）

- 日本型刑務所を語る際に必ず触れなければならない**熊本藩の細川家が運用していた刑罰**を知るため必要がある。なぜならば熊本藩は独自の制度や教育システムを構築しており、その一端が画期的な刑罰システムとして反映されていた
- これらの近代刑務所は教科書によるとイギリスのブライドウェル懲治場やオランダのアムステルダム懲治場が起源となり、世界に広がったとされるが・・・それは伝わったものだけなのだろうか？同じ環境が求められた時に同時多発的に発生するものなのではないか？

じゃあ日本はどうだったのか。1790年に、東京の個の方、築地本願寺のすぐ裏ぐらいにある、石川島というところに人足寄場が作られます。これは松平定信と長谷川平蔵が始めていくんですけど、それが作られるまでは、無宿の人の対応のためでした。それこそ大河ドラマの「べらぼう」でも描かれていた時期ですね。浅間山の噴火があって、飢饉が起きて、各農地で作物が取れなくなってきて、皆が苦しみだして、各地では生きづらくなって、どんどん江戸の町に人が来るんだけど、かといって住む所があるわけでもなく、面倒を見てくれる人がいるわけでもなく、仕事もあるわけではないので、江戸の町に無宿の人たちが溢れてくるわけです。この人たちが生きていくために、やっぱりそれなりの悪さをすることもあるわけですね。それで、この方々をどうするのかということが江戸の町では悩まれていたわけです。人足寄場ができるまでは、犯罪した人に関しては、佐渡の金山に送って、金山から水を出させるという作業をしていたのだけど、島に送るのとは違う方法があっていいんじゃないかという方法が求められた。それが発案されたのが人足寄場でした。手に職をつけてもらって新たな労働力として江戸の町に返していくことが始まったのが、近代自由刑の起源の1つだと言われています。

例えば、今でも府中刑務所に行くと、人足寄場の大きな地図があって、ここが近代刑務所の発祥の地だ、みたいに書いてあります。人足寄場は、その後に巣鴨に移って、そして府中へと移っていきます。今度もし府中刑務所に行かれましたら、入ってすぐ左にある稲荷神社に参拝してみてください。この稲荷神社はなんと、人足寄場があったその当時に佃にお稲荷さんに来てもらって、それが刑務所移転の際に巣鴨にも一緒に移って、府中にも一緒に移ったという、転々と全部ついて

きてる稲荷神社なんで、すごいマニアックですけど、府中刑務所に行かれた時、ここがあの稲荷神社かと見て頂ければと思います。

**熊本藩(細川家)の画期的な刑罰**

この会場の中に熊本の方、どれくらいいらっしゃいますか。いらっしゃいますね。熊本すごく良いんですよ。これが冒頭に私が九州に来ることが最近増えてきたとお話しした理由のひとつです。先ほどから話している人足寄場が誕生したのが1790年なんですけど、なんとそれよりも35年前に、実は細川家が人足寄場よりもっとすごいものを作っていたんじゃないかという説が浮上しています。当時、8代目の細川重賢が藩主であった頃に、堀平太左衛門勝名という方が、色んな画期的な刑罰を考えるんです。それまではさっき言った追放刑とか、そもそも更生を前提にしないものが一杯あったのですが、追放したとしてどうなっていくかというと、その追放された先で悪さをすることになります。もしくは追放されても、もう一回同じ町に戻ってきて、そこで悪さをする。この人たちが悪さを繰り返してしまうのは、本人だけのせいではなく、そもそもこの細川家というか、熊本藩のやっている政策自体の失敗であって、これを何とかしないといけないということを堀は重賢に進言するんですね。それでどうするかというと、すごく画期的な刑罰を一杯編み出していくんです。例えば、それまでは受刑者が逃げないように入れ墨をして分かるようにしていましたが、代わりに眉毛を剃るといったような事をやります。すると眉毛は3週間くらいで生え変わるので社会復帰しやすくなります。

また、熊本藩は刑法方という役所を設けて、犯罪人の取り調べを行う牢屋所を刑法方に所属させました。これの何がすごかったかというと、一般行政と司法行政を分離したんですね。これ当時の幕府でさえやっていなかったことです。奉行の人って、普通の行政も司法の行政も全部まとめて1人できれていたんだけど、なんと細川家がいた熊本藩は、どこよりも先に分離させて、それを専門にやらせていたということが分かってきました。人足寄場より35年前にこれをやっていますので、松平定信と長谷川平蔵は熊本藩の政策も真似たんじゃないかという風に考えられるとする説もあるわけです。

## 拘禁刑が始まるまで

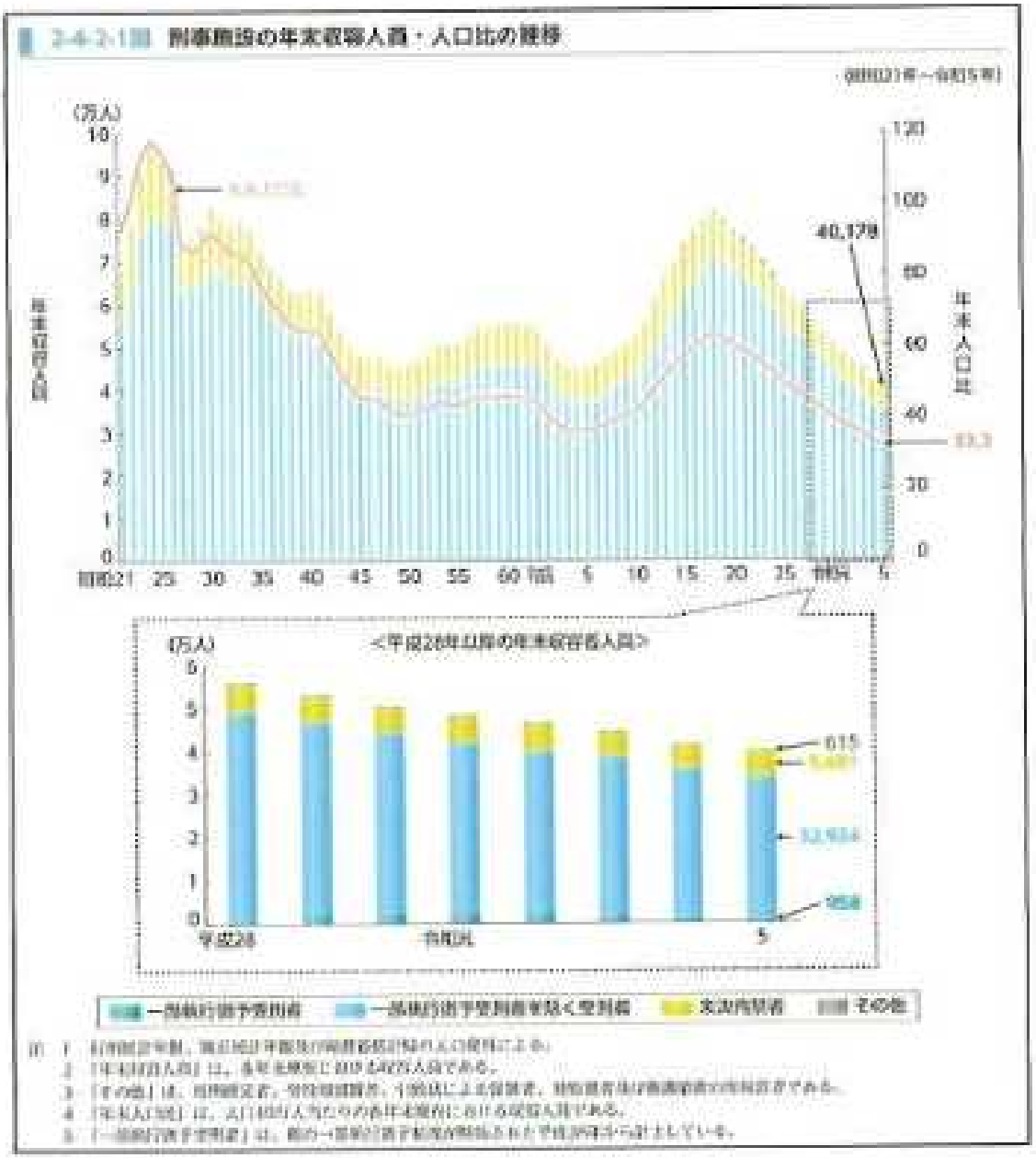


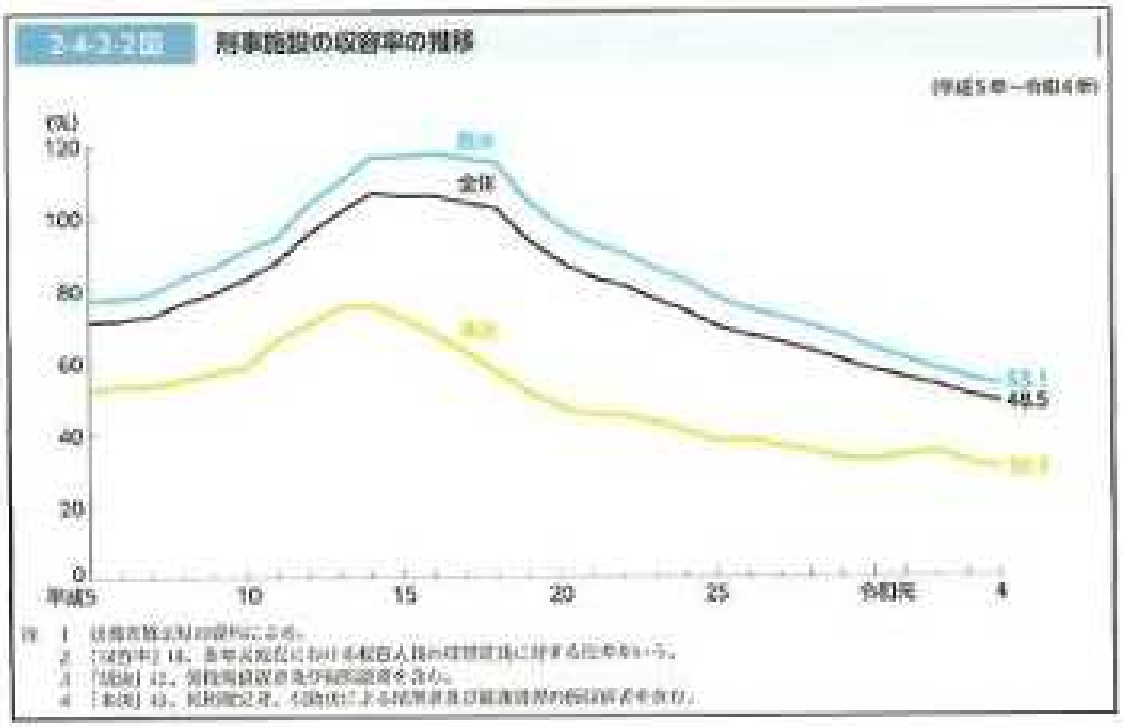
まず、拘禁刑が始まる2025年6月より前のところまでの説明を先にしていきます。今では懐かしくなった犯罪白書のチャート図を使いながら説明します。私は、犯罪白書が渋茶苦茶大好きで、もう年末の行事といえば、犯罪白書をひたすら見て過ごす

というのが恒例になっています。例えば「平成何年から何年に、どの図が見やすくなった」とか、「見にくくなった」ということをチェックしていて、以前に法務総合研究所に講演に呼んで頂いた時に、私がいかに犯罪白書が好きかを熱弁したらですね、作ってる所を見せてあげると言われて、法務総合研究所の犯罪白書を作っているスペースやブースに連れて行ってもらったんですよ。そこでいかに私が犯罪白書が好きかを熱弁したんです。すると、そこにいらっしゃったスタッフの方々が「こんなに細かく平成何年から何年が見にくいとか、どこが見やすくなったって、指摘されたり、褒められたりするのは初めてです」と言って、すごく喜んでくれました。

**刑事政策暗黒時代**

白書が示している刑事施設の年末収容人員を見て頂くと、刑務所の収容者数は激減していきまして、収容率もすごく減ってますね。既決の収容率を見て頂きますと、もう50%台まで来ているわけです。






日本では体感治安がどんどん悪化していると考えられていた時期がありました。1995年頃からの十年間くらいって、とんでもなく犯罪化が進む時代が来るんです。95年頃から何があったでしょうか。事件で言えば、例えばオウム関連ですね、地下鉄サリンなどです。そしてもう一つ、事件じゃないけど人を不安にさせるものでいうと、阪神淡路大震災がありました。これらがなぜ、体感治安の悪化に影響してくるかというと、昨日まで普通に生活していたのに、今日いきなり自分の生活が無くなっているかもしれないという、不安が醸成されるわけです。ただ普通に地下鉄に乗っているだけでサリンが撒かれるかもしれないとか、何かの事件に巻き込まれるかもしれないとかいう不安がある。ちょうどその頃から、神戸の連続児童殺傷事件とか、皆さんが知っているような色んな事件がどんどん頻発してくるわけですね。光市母子殺害事件とか。その時にどんどん、皆、不安になっていったんです。

日本の公式統計とは別に、犯罪被害者調査という、国際比較でやっているものに、日本が2000年から参加するようになって、基本的には4年おきに調査を取っています。その結果として興味深い傾向が出てくるんですね。例えば公式統計で出てくるのは、犯罪に関しては、捜査、つまり当局側が認知した数しか出て来ないんですけど、世の中には認知してない事件って山ほどあるわけです。例えば、皆さんがビニール傘を盗られても警察に届け出ないようなものも含みます。犯罪被害者調査の面白いところは、同時に体感治安というか、犯罪不安に対しても聞いていく調査なんですよ。この調査だと、傘が無くなったレベルの窃盗被害も答えやすく出てきます。その頃の数年の変化の面白かったのは、夜間の一人歩きは危険だとか、知らない人が家に入ってくることがあり得るので不安を感じるとか、何か社会に対して、犯罪に巻き込まれるのではないかという不安が、4年おきの調査でひどくなっていくんですね。では実際あなたは、この一年でどんな犯罪に遭

ったんですかという質問に対しては、「いや私は遭ってないです」と被害は減るんですよ。「私は実際に犯罪には遭ってないけど、日本全体では犯罪が増えてるんです」と答える人が増えているという、体感治安だけが悪化しているという現象がみられました。

体感治安だけがどんどん悪化していった時代に、厳罰化が進んでいきました。厳罰化が進むと、色んな所に影響が出まして、判決で言い渡される刑期が長期化していきました。例えば、それまでは１年の罰だった犯罪をした人が、言い渡される刑罰が２年とか３年になっていくと、１年で外に出て行ってた人が、刑務所には２年目もいるわけですよね。そのうちにまた新しい人が来ますよね。そうすると、３年目に突入して、３年目に来る人もいるんで、刑務所はとんでもない過剰収容を迎えていく時代です。

**刑務所とは？ 労役場と婦人補導院**

**刑務所とは・・**

- ・有罪の判が確定すると、検察官の指揮により刑が執行される。拘禁および拘留は「刑事施設」にて執行される。（2025年6月から懲役刑と禁錮刑から変わったので、それについては後でご紹介！）
- ・罰金・科料を完納できない場合は、刑事施設に附置された労役場に留置される。また、法廷の秩序維持に関する法律２条により監置に処せられた者は留置場に留置される。
- ・売春防止法５条の罪を犯して補導処分を受けた20歳以上の女性は婦人補導院に収容される（ただし、2022年5月に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」によって補導処分が削除され、婦人補導院は2024年4月1日に廃止された）

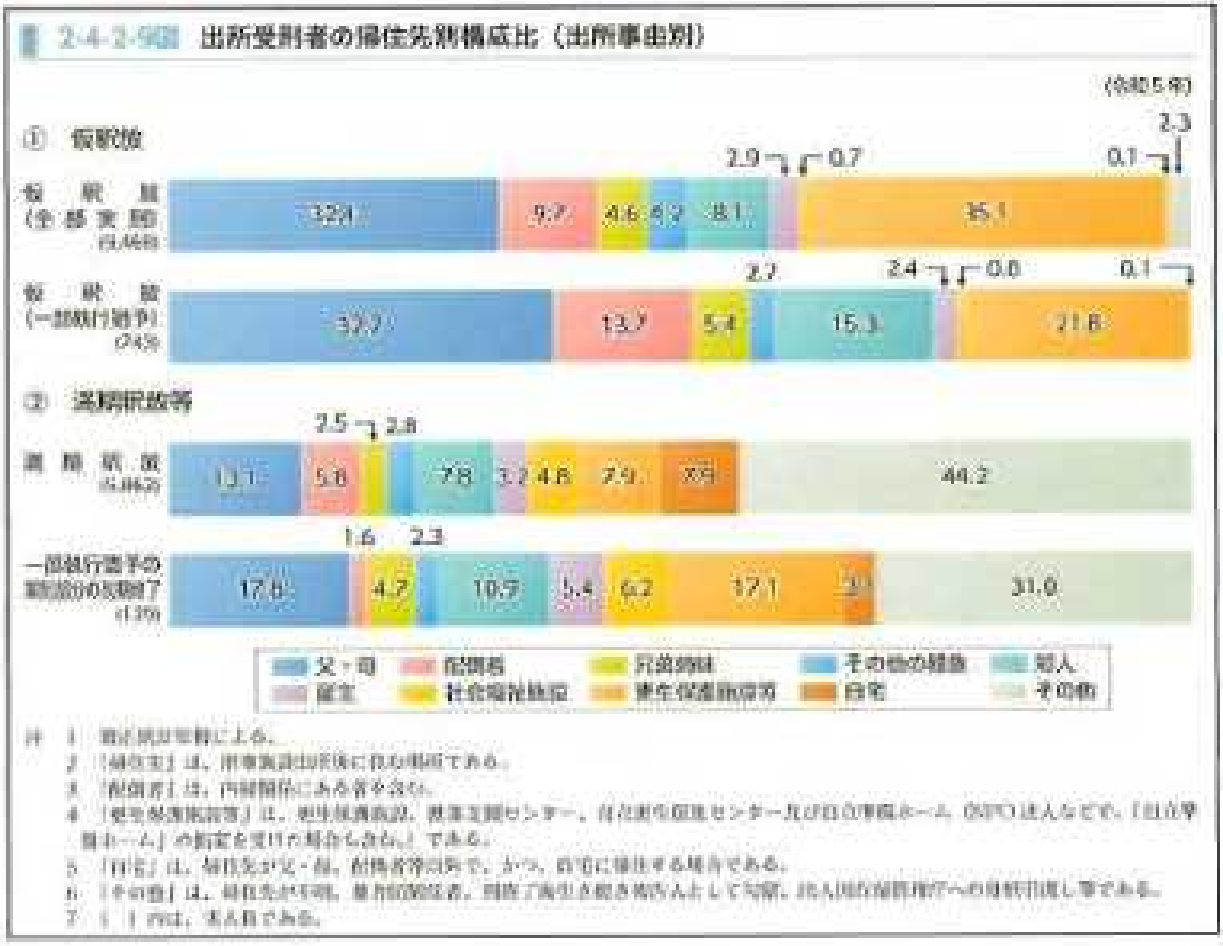
刑務所というのは基本的に検察官の指揮で刑が執行されていくんですけど。刑事施設で自由刑が執行されます。懲役・禁錮から、ついに拘禁刑に変わっていくのですが、これがＩＬＯ(第29号・強制労働に関する）条約の５条とかに引っかかるからだろうなとかって、専門的な話をするとそうなのですが、法務省からオフィシャルに説明されていることを中心にお話ししていきます。

その前に、自由刑ではなく財産刑罰金・科料を完納できない人はどうするのかっていうと、刑事施設に附置された労役場に留置されると説明されます。学生時代、教科書を読んでいる時に、労役場が「刑事施設に附置された」ってあるから、附置って聞くと、刑務所の横に小さなものが建っていて、そこが労役場っていうもので、そこに入るのかなと思ってたんですよ。で、世界中の刑務所に出入りするようになって、はたと二十年くらい経った時に、「あ、こんなに刑務所に来ているのに、労役場を見たことないな」と思ったんですよね。で、塀の外に無いとしたら中かな、運動場の端っこあたりに、ポツンとプレハブみたいな小っちゃいものが建っているのかなと思っていました。そして、たまたま参観の途中で、ある時気付いて、「そういえば見たことないんですけど、労役場ってどこにあるんですか」って質問したことがあります。たまたま聞いた時のタイミングが良くて、「この廊下の向こう３部屋が労役場です」って教えてくれたんですね。これ、なかなか衝撃でした。だって、罰金刑は元々自由刑じゃなくて、社会の中で一定の金額を納めたら、その罰はそれで置き換えるという財産刑なわけじゃないですか。これが払えないからと言って、労役場に来てる人が、なぜ刑務所で自由刑になった人たちと一緒の横並びでいるのか。なんかすごい衝撃でした。

昭島の婦人補導院も直撃でした。無くなる直前、2023年末か2024年3月くらいに、その時もぼっと思い出して「婦人補導院って、どこか別に建物建ってるんですか」って聞いたら、「あの扉の向こうが婦人補導院です」と説明していただいたこともあります。もう、その時には使用されておらず荷物置きになっていました。

**仮釈放率に見える社会の生きづらさ**

お集まりの方々には釈迦に説法になりますが、出所する時に、やはり満期の方ほど、どこに帰られるのかがよく分からない状態であって、仮釈放が難しくなった結果が指摘されます。2010年位をピークに、仮釈放率がどんどん変わっていく時期があって、ついに2009年頃には満期釈放の人と仮釈放の人の比率が逆転しまして、2010年には仮釈放率が49.1%という数字が出てきた時代です。今はもう63%くらいまで仮釈放率が回復してるんだけど、この6割が仮釈放ということになると、やはり仮釈放で出ている人が多いと感じる一般の方々もいらっしゃるかと思います。これはよく、一般の方にも学生にも言うんだけど、仮釈放率がガンガン下がるっていうのは、世の中的には大問題です。例えば、あなたが地方更生保護委員であって仮釈放を決められるとして、目の前に「頑張ります」と言っている対象者が10人いたと仮定します。あなたは誰を仮釈放で出しますか？と問いかけてみます。授業や講演で一般の方々に話をすると、色んな意見をくれますね。「真面目に過ごした人です」とか、色んなことを言われるんだけど、集約すると「再犯しない人」




注 1 矯正統計年報による。
2 「帰住先」は、出所事由別出所後に住む場所である。
3 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。
4 「更生保護施設等」は、更生保護施設、就業支援センター、自立更生促進センター及び自立準備ホーム（NPO法人などで、「自立準備ホーム」の指定を受けた場合も含む。）である。
5 「自宅」は、帰住先が父・母、配偶者等の所で、かつ、自宅に帰住する場合である。
6 「その他」は、帰住先が不明、暴力団関係者、刑務所等出所者を除く人以外の施設（病院等）への収容引渡し等である。
7 （ ）内は、実人数である。

という意見になってきます。では次に、再犯しない人ってどうやって客観的に判断しますか？という問題になります。それは対象者の皆さんは「頑張るぞ」と言ってはいるけれども、どうやって客観的な状況として仮釈放して良い人だと判断するかとなると、やっぱり門を出てからの生活が見える人ですよね。社会に帰るところがあって、「おかえり」って言ってくれる人がいて、「うちで働いていいよ」って言ってくれる雇用主さんがいることが大事になってくる。仮釈放で出られる人が減ってくるということは、そういった社会での生活が想像できる人が減ったということになるわけです。これもよく言われることですけども「反省は一人でできても、更生は一人じゃ難しい」ということです。本人がすごく頑張ろうと思っても、社会の側が「おまえ帰ってくるな」という社会になってしまったら、その人は行く先がないわけだから。一人で頑張ろうと思っても、生活できる場所がなかったら、もう一回、刑務所に戻って来たいとなってしまうのです。刑務所で苦しんでる人ってどういう人なのか。それは社会でも苦しんでいる人なんじゃないかということが、刑務所の生活を見ると分かってくるわけです。

**社会に必要とされない人が溢れていた**

龍谷大学の浜井浩一先生の著書で『刑務所の風景』という本があります。ご本人は横浜刑務所の分類部長をされていた時期かと思うのですが、ちょうどその時は刑務所の過剰収容時代に突入する時代でした。分類は、各工場に受刑者を配属して送るというのを決める部署でした。毎日のように、多くの人を各工場に配属していたのですが、あらゆる工場から「うちは人数が足りません」って嘆きを聞いていたそうです。「なんでそっちばかり、○○工場ばかり送るんですか」みたいな不平不満を毎日聞かされて、「申し訳ない」と言いながら、分類を一生懸命頑張ってたらしいんですけど、ふと思ったそうです、「おかしい」と。今は過剰収容時代で、受刑者が溢れているはずなのに、なぜ各工場から人が足りないと言われるのかと。そう考えていたら、「はっ」と気付いたって言うんですね、受刑者が少ないのではなくて、各工場で指示通り動けて作業ができて普通に生活できる人が少ないということに。過剰収容時代であるわけだから、刑務所は沢山の人で溢れているにも関わらず、各工場で一生懸命その指示通り動ける人が少ない。刑務所でも「こんな人いらん」って言われてしまう人って、社会ではもっと行き場がないし、住む所がなかったし、必要とされてこなかった人なわけじゃないですか。そうなってくると、もう本人にとっては二重苦、三重苦です。社会で「あなたは必要ないよ」とか「帰ってくるな」とか言われてしまい、「おかえり」と言ってくれる人もないという人が、生きづらさを抱えて刑務所に来て、刑務所でも「あなたの居場所はないよ」って言われてしまっている、この人たちで溢れている時代なのです。刑務所を通じて社会の問題があかるという論点はここにあります。

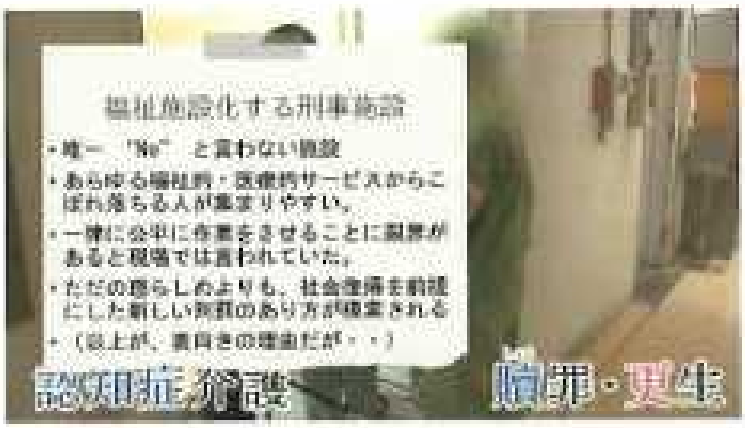
**“No”と言わない刑務所**

刑務所は福祉施設化していると言われるようになっています。これもまた浜井さんの言葉ですが、刑務所だけが唯一「No」と言わない施設であり、「今日は来るな」と言わない施設だと。福祉施設も病院も場合によって「今日はもう満員なんで、ベッド空いてないんで入院できません」と

言います。コロナ禍によく見られたように、「今、病院には入れられません」「救急車を受け入れられません」と医療施設は言うことがあります。福祉のサービスだって「あなた今日は受け入れません」って言えるけど、刑務所だけは裁判官が自由刑で５年の判決を出したら、必ず５年入れます。「今日は一杯だから来ないで」とは言えないわけですね、刑務所は。そうすると、あらゆるサービスからこぼれ落ちて、「あなた今日はここじゃダメだよ」って言われた人たちが集まってくるのが刑事施設になっている。ちなみに、海外には「今満員だから来月来て」っていう刑事施設もあるんですよ。「もう満員だから、来月から君の受刑生活始まるから、家で待ってて」とかいう国もあるんですけど、日本ではそれは無いので、裁判官が５年と言ったら５年入れるわけじゃないですか、刑事施設って。だから、本当に現場の方って大変だと思います。

**刑事施設被収容者処遇法へ**

そして、いよいよ監獄法から刑事施設被収容者処遇法へと変わっていくという時代ですね。これは第一次の名古屋刑務所事件がありまして、複数の刑務官の方々で暴行事件があったのを受けまして、行刑改革会議が開かれました。その後、刑務所での内容が見直されていく時期ですね。一応、収容分類級とか処遇分類級というので分けていったんだけど、当時の行刑改革会議で言われていたのは、「分類はするけど、それにあった処遇をしてないんじゃないの？」ということが会議で言われるようになっていった。じゃあどんな風なプログラムに力を入れていくかという議論が進んでいくわけです。これが 2006 年、2007 年の、被収容者処遇法が変わっていく時の議論ですね。刑務所の大本命というかメインである、作業と改善指導と教科指導に向けて。入所から処遇調査をしていく。そして、拘禁刑に変わっていく時には、刑の個別化に向けてアセスメントを充実させていくことになります。







最近の議論で行くと、福祉施設化する刑事施設、先ほど話したものです。やっぱり矯正施設の現場の声としてはですよ、一律に受刑者の皆さんに公平に作業をさせることが必要なのだと言うのですが、指示通りに動けない、高齢の方や知的障害のある方に、怒鳴って注意をする時もあるようです。それでも怒鳴られて矯

しいという受刑者の方もいらっしゃるようです。むしろ社会では無視されているような存在になっているので、刑事施設では他の人と一緒に、できないことは怒ってくれるから嬉しいということのようです。社会ってどんなに生きづらいのだろうかと思ってしまいます。こういった方々にも、ただの懲らしめよりも社会復帰を前提とした新しい刑罰のあり方が必要であろうという話になっていったのです。

**刑事政策学者の中で揉めた点**

> 矯正処遇は義務化されたか？
> - 刑事施設被収容者処遇法では、『作業』、「改善指導」および「教科指導」を矯正処遇として実施し、正当な理由なく作業を怠ったり、改善指導や教科指導を拒んではならないことを遵守事項として規定し、違反した場合は【懲罰】を科せるようにしたために、これら矯正処遇は【義務化】されたと見る見解が多い。
> - 同法３０条、１０３条、１５０条、７４条を順に参照すべし。

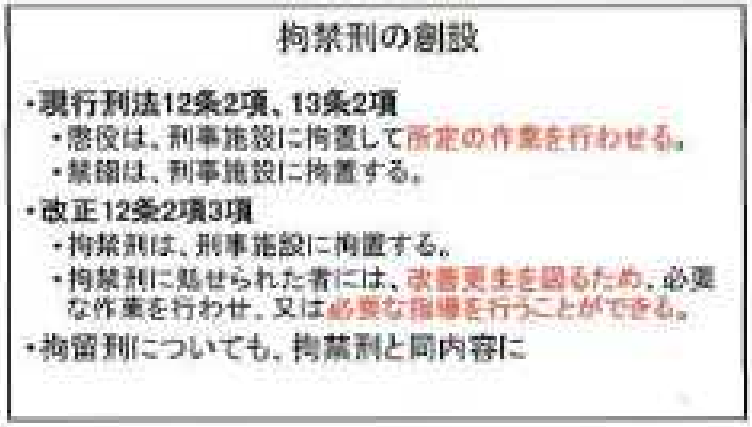
刑事政策学者や研究者の中で拘禁刑の問題として議論になっていたのは、少し時期を遡りますが、施設被収容者処遇法の時に、新たに導入された改善指導や教科指導を義務化したというのが公的な見解だったわけですね。しかし、学術的に揉めたのは改善指導や教科指導を刑事施設として義務化することは不可能なのではないかという論点でした。なぜそれが義務化になったと説明されていたかというと、改善指導や教科指導を正当な理由なく断った際に懲罰が課されることになったからです。改善指導が規定されている 103 条に、「刑事施設の長は、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させる」と書いてあります。しかし、よく見ると条文には「〇〇させる、△△させる、□□させる」と書かれています。文言からは受刑者が自発的に何かするというよりは、国や施設側が「何々させる、何々させる」っていう組み立てになっています。ただ、監獄法改正の、もう何十年にも渡って議論されてきた過去からの、法案として出てくるたびに議論されていたのは、「一体誰のための法律なのか」という点です。改正された監獄法は、国が受刑者を管理するための法律なのか、収容されている受刑者の権利を規定している法律なのかということにも繋がります。そして、実際の改正された法律の処遇原則は 30 条にあります。「その自覚に訴えて、それを喚起する」という規定になりました。ということは、改正法の主体は被収容者側にあるということになります。国連の被拘禁施設最低基準規則、いまでいうとマンデラ・ルールズから考えても、主体は基本的に被収容者側にあるはずなのです。それが国際的基準ですね。ただ、日本の法律では改善指導や教科指導が、断れば懲罰を受ける義務とされたものとすると、問題が生じるのではないかという議論がありました。

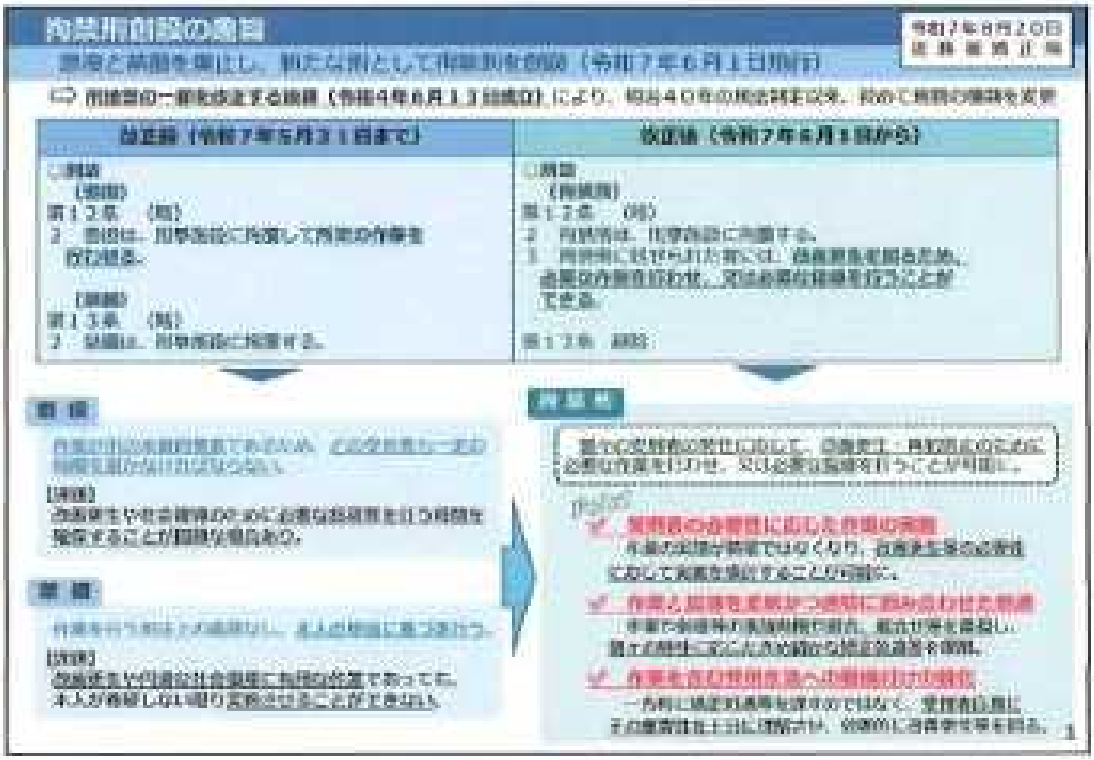
## 拘禁刑の創設

もう少しマニアックな話をしますと、拘禁刑に変わる際に、刑法が改正されていくことになります。2025 年に改正される前までの刑法は 12 条に懲役刑として「所定の作業を行わせる」とだけ

書いてあったわけですね。この点から考えれば、刑事施設で行われている刑務作業は刑罰内容として言えるけど、さっきの改善指導とか教科指導を、理由なく拒んで懲罰を受けるほど義務化されるというなら、刑罰の内容と言えるのかどうか？その内容としては、例えば薬物依存離脱指導とか、暴力団離脱指導とか、こういったものが指導と言われるものなのですが、それを拒んだら罰を受けるということで義務化されたということになります。これらの「指導」を刑法で言う刑罰内容に含んでいいのか、「所定の作業」に「刑務作業だけでなく指導も含むことができるのか」ということも議論の対象となりました。逆に、刑法に書いていないことを刑罰としてやっていたとしたら、少し問題になるわけです。法学部を出てる方なら、あの言葉久しぶりに聞いたなと思われるかもしれないですが、罪刑法定主義に反することにならないかということが問題になります。刑罰として罰するために






は、前もって「○○をすると□□の罰を受ける」ということを示しておく必要があります。我々はその行為をした時に、その罰を受けるんです。前もって示していない罪をやってはだめなんです。これが大原則です。刑法には作業を行わせると書いているんだけど、その作業以外のものを、刑法で言っていないものを義務として課して良いのかという議論があったわけです。ただ、新しくなった拘禁刑では、12条の3項にこう入れてきたわけですね。「改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、または必要な指導を行うことができる」と。刑事施設収容者処遇法ではなく、刑法の方を変えてきたんですね。

**拘禁刑で変わる点**

時間が来ましたので最後にまとめます。拘禁刑はどういう風に変わっていったかというポイントに入ります。これまでの懲役刑時代に求められていた懲らしめから、改善更生を前提として、立ち直りのための刑罰になっていくことになります。受刑者の必要性に応じた処遇を実施していきます。今までよりも、より細かい24課程を新設し、手厚い処遇ができるように変化していくことになります。現場の方は何から手をつけるべきか悩ましいと思いますが、個別のニーズに沿った望ましい刑罰の運用になっていくことを期待しています。

**更正じゃなくて更生**

刑務所を見ていくと、人ではなく社会の側に問題があるんじゃないかと思わされることが沢山あります。刑務所を通して社会を見ようというのが私の今日のお話でした。更生はよく「更正」という正しいという漢字で間違われがちですが、我々が向き合っていく「更生」というのは更に生きて

頂くものです。正しくさせるなんておこがましいものではありません。更に生きて頂くために、どう向き合っていくかということを、胸禁刑をきっかけに考えていきたいと思います。

本日はありがとうございました。

**その人がその人らしく生きていく**

- 更生は「更正」という漢字間違いをされがち
- 我々が向き合っていく「こうせい」は、人と人との繋がりであって、更に生きてもらう「更生」であり「甦り」である。
- 更に「正しく」させるなんて、おこがましいものでは決してない。

**司会**

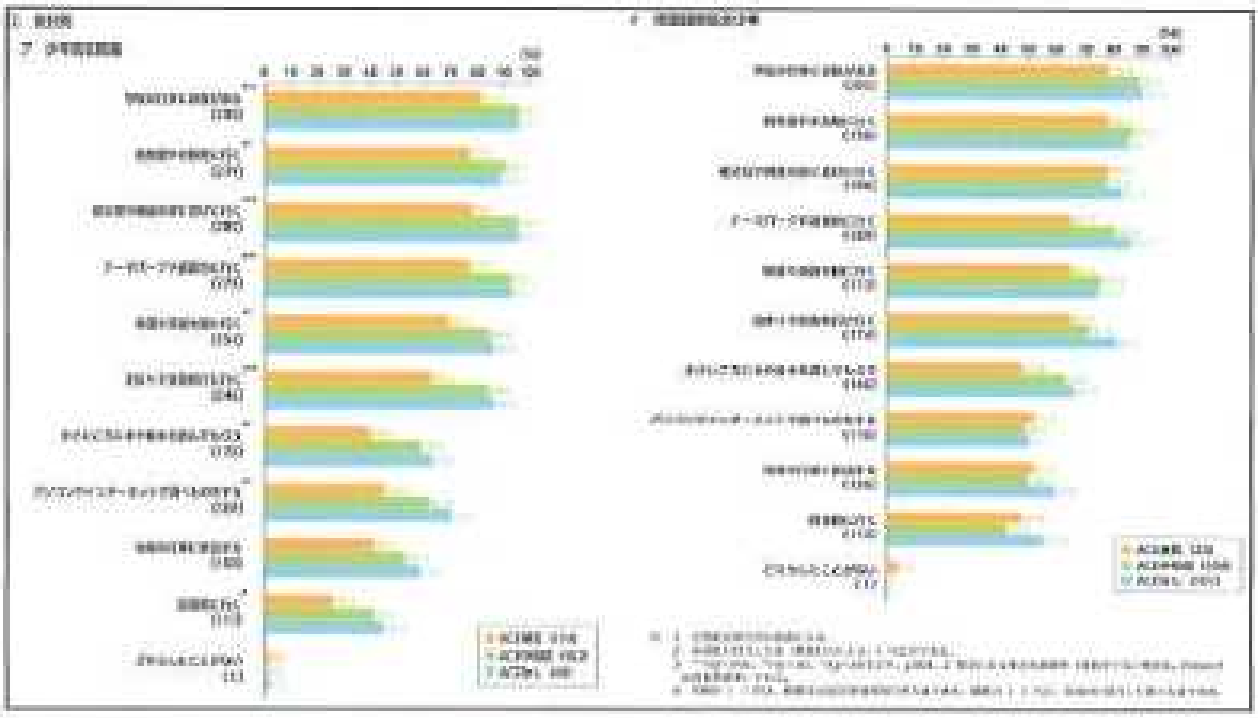
丸山教授、大変貴重なお話ありがとうございました。時間は限られておりますけれども多少、質疑応答の時間を取りたいと思っております。何か皆様のほうで、ご質問ございましたら手を挙げて頂ければと思います。

最後にACEsのお話を聞きたかったなという風に思いますけれども。

**講師（丸山泰弘教授）**

私はACEs（小児期逆境体験）の話をすると途中で泣いてしまうんですが・・。法務総合研究所の調査でACEsの調査が報告されています。そこでは、少年院在院者に、小さい頃、本や絵本を読んでもらった経験があるか聞いたところ、ACEs重篤な子では40%でした。親と一緒に本を読んでもらった経験があるのが40%しかいないんです。このACEsの調査を見ていくと、とんでもなく生きづらかっただろうなという子供たちのデータがどんどん出て来ます。内閣府の調査によると、一般社会では逆境体験が一つも当てはまらないが75.5%だったのに、少年院の中ではACEsが





当てはまるが 86.3%もありました。ACEs で大事な視点は、身体的虐待、性的虐待、心理的、ネグレクトみたいな虐待だけじゃなくて。親は一生懸命育てようとしているんだけど、貧困があって、離婚を重ねてとかいう、本人も親にもどうしようもない状況のものも、この ACEs の項目に入っています。いわゆる一般的なイメージの親から子への虐待だけでなく、社会の状況に巻き込まれているという場合もあります。そうするともう、この少年を少年院でどうしたら社会が良くなるというレベルの話では無いのです。これを刑務所や少年院だけで何とかしようとするのは限界なんです。できるわけがないんです。少年院で 11 カ月だけ少年を見ても、ACEs の根本的な原因は解決しません。原因なんて、親にもあるし、その親の親にもあるし、もっと言えば社会にもある等と、色んなことが複雑に絡まっていますので、刑事施設だけでどうこうできる話ではありません。

さらに言うと、刑事施設って本当に大変で、社会復帰させるという役割を与えられつつ、保安施設としての役割も押し付けられるわけです。徹底的に管理しようと思ったら、もう人として見ないで、番号を付けて、管理する対象として扱えば、保安施設としての役割はできるのですが、一方で社会復帰とか、懲らしめより立ち直りというと、やはり人と人として向き合って、「何々さん、今日調子どう？」みたいな人のつながりが必要です。刑事施設はその両方の役割を求められていて、本当に現場の人は大変だろうと思います。うちの卒業生で刑務官志望の人たちも悩みを抱えています。例えば、やっぱり犯罪をした人なので、刑務官として厳しく接していこうっていう場面もあって、そういう仕事として従事しているけれども、実際には福祉施設のようなこともするので、ちょっとマッチしないという卒業生もいる。一方で、人の立ち直りを手伝いたいと思って、それを仕事に対人援助職として選びましたという卒業生が、年配の方を呼び捨てにしたり管理したりする仕事もあって、しんどいと言う。社会が求めているものが両極端で、現場で働く人も両極端を求められていて、とても大変だろうなと感じます。ありがとうございます。以上です。

**司会**

はい。ありがとうございました。皆様方の方からは、よろしゅうございましょうか。それでは、丸山先生におかれましては、本日は大変尊い、ご講演を賜りました。ユーモアを交えて頂きながら、熱く語って頂きました。本当にありがとうございました。皆様、もう一度、盛大な拍手で…（拍手の音）



# 記念撮影



※記念写真は巻末(P.99)に掲載しております

# 大会宣言 起草委員会













# 懇親会

**司会（大園直樹）　(18:30 頃)**



懇親会の司会を仰せつかりました、北九州地区宗教教誨師会の大園直樹と申します。よろしくお願い致します。それでは只今より第 46 回九州矯正管区教誨師研修北九州大会の懇親会を開会させて頂きます。開会の挨拶を、北九州地区宗教教誨師会副会長 黒田幸裕より申し上げます。

**大会実行副委員長　黒田幸裕**



本日は総会、並びに講演会、お疲れ様でございました。皆さんが教誨をされる時に、受刑者の方に安心・安全を与えながら教誨をされていると思います。この安全を生む神経系である、腹側迷走神経系というのが非常に重要な役割を持っていて、社会的な繋がりを持つ上で大切なものと言われております。心臓・顔・頭にある神経を結びつけ、相手に対して安全を与え、信頼を得る働きをする神経系だそうです。普段、皆様方はその神経を使って受刑者の皆さんに安全を与えながらお話をされていると思いますが、今日はその能力で、お隣にいらっしゃいます教誨師の皆様と共に、和気あいあいと、お話をして頂ければと願っております。また色々な情報交換をして頂き、懇親会を盛り上げて頂ければと思います。それでは只今より懇親会を始めさせて頂きます。

**司会**

黒田副会長、ありがとうございました。それでは早速、ご挨拶を頂戴して乾杯のご発声までを、全国教誨師連盟副理事長 蔵田秀樹様、お願い致します。飲み物を注いだら、ご起立お願い致します。

**全国教誨師連盟副理事長　蔵田秀樹様**



ご指名を頂きました、全国教誨師連盟副理事長の蔵田でございます。本日は九州矯正管区教誨師研修北九州大会にお招き頂きましてありがとうございます。本当に賑々しく開催されましたこと、とても嬉しいことでございます。最近では経済的な理由からでしょうか、特に私共の関東管区の方では、研修大会２日間やっていたものを１日にしようかとか、懇親会やらなくていいんじゃないかという話が出ることもございますが、今日はこうして、九州の皆様方、これだけ盛大に懇親会をなされること、本当に嬉しいことでございます。

今日は丸山先生に、とても面白いお話をお聞かせ頂きまして、大変ありがとうございました。研修大会のメインは講演ですが、やはりこうやって、皆で懇親の集いを催させて頂いて、お互いに懇親を深めていくことも、とても大切なことではないかと思います。それでは、乾杯に移らせて頂きます。九州矯正管区教誨師連盟、教誨師の皆様方の益々のご活躍を祈念致しまして、乾杯。

**司会**

今日の研修会に際しまして、ご祝儀をお預かりしておりますので、ご披露させて頂きます。全国教誨師連盟より共賛金をお預かりしております。そして、日蓮宗教誨師会様より頂戴しております。そして、明日ご講演を頂戴致します、吉永岳彦様よりも、ご祝儀を頂戴しております。

**司会**　(19:30 頃)

ここでアトラクションと致しまして、ギター演奏の紹介をさせて頂ければと思っております。北九州地区宗教教誨師会のメンバーのお１人でいらっしゃいます。北九州市小倉南区にあります、小倉春ヶ丘バプテスト教会の牧師さんでいらっしゃいます。千葉仁志さん。普段は牧師様とデュオを組んで、演奏活動、ライブ活動をなさっているんですけど、今日は、ちょっと寂しい１人ですけれども、演奏をして頂きます。では千葉さん、よろしくお願い致します。

アトラクション①　千葉仁志師によるギター演奏

アトラクション②　小倉祇園太鼓保存会　演技

**司会**　(20:15 頃)

小倉祇園太鼓保存会の皆さん、ありがとうございました。毎年７月に、各町内会から山車が出て練り歩く、祇園太鼓がございますので、是非また小倉に足をお運び頂ければと思います。

余談ですけど、私、高校生の時に、受験勉強している時に、夏期講習が始まる頃に、あの単調な太鼓が鳴り出したら全然勉強できず勘弁してくれよって思ったんですけど、大人になって小倉に帰って来て、あの太鼓を聞いた時に、涙が出る位、やっぱり小倉は太鼓の街なんだなというのを感じました。その小倉の街に、ようこそおいで頂きました。ありがとうございます。

**司会**　(20:30 頃)

大変お話の盛り上がっているところ恐縮なんですけど、そろそろお時間が迫ってまいりましたので、締めに向かわせて頂きたいと思います。締めのご挨拶を、北九州地区宗教教誨師会副会長池田修嗣様、お願い致します。

**大会実行副委員長　池田修嗣**



ご指名を頂きましたので、締めのご挨拶、並びに万歳三唱をさせて頂きたいと思います。本研修会の成功を祈願し、また本日ご列席の皆様方のご活躍とご健勝を祈念し、あわせて来年３月閉所になります宮崎刑務所の教誨師各位の今までのご活動に敬意を表しまして、万歳三唱をさせて頂きたいと思います。ご唱和よろしくお願い致します。教誨師研修大会、万歳！万歳！万歳！宮崎刑務所の教誨師の皆様方、長年ありがとうございました。



